

第 2 章 佐賀市の維持及び向上すべき歴史的風致

本市における平野部の成り立ちは有明海に大きく起因し、自然の陸化や鎌倉時代から行われてきた干拓により現在の佐賀平野が形成されてきた。佐賀平野南部の標高は1 m程度、市域の中心部である佐賀城跡の辺りまで北上しても4 m以下と実に低平な土地であり、干満の差が最大6 mにも達する有明海の影響を大きく受ける江湖や堀が残っている。

古来、北部九州には、中国や朝鮮半島から先進的な文物や技術、そして、人々が渡来し、佐賀においてもその影響を強く受けた文化圏が形成された。古代において律令制度に基づく中央集権国家が成立すると、それに伴って肥前国庁が本市の佐賀平野北域に置かれ、大宰府と京とを結ぶ官道が整備されたことにより、多くの文物や文化の交流が盛んとなっていく。

江戸時代には、鍋島氏の居城である佐賀城を中心とした西国の雄藩^{ゆうはん}に相応しい城下町が建設された。そして、海外に門戸を開いていた長崎と小倉を結んだ長崎街道はこの城下町を貫き、長崎にもたらされた海外の珍しい文物・文化は佐賀の地にも大きな影響を与え続けたのである。

このような変遷を歩んできた本市には、地域固有の歴史と伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物とが一体となった歴史的風致が形成され、今日まで継承されている。










佐賀城及び佐賀城下町の遠望（南から）

本市における維持・向上すべき歴史的風致は次のとおりである。

- 1 城下町の形成とその維持から見える歴史的風致
- 2 長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致
- 3 幕末佐賀藩の近代化産業に由来する伝統産業の継承から見える歴史的風致
- 4 城下町の恵比須信仰から見える歴史的風致
- 5 三重津とその周辺に見える歴史的風致
- 6 堀文化の継承から見える歴史的風致
- 7 祭事の継承から見える歴史的風致

【凡例】

-  城下町の形成とその維持から見える歴史的風致
-  長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致
-  幕末佐賀藩の近代化産業に由来する伝統産業の継承から見える歴史的風致
-  城下町の恵比須信仰から見える歴史的風致
-  三重津とその周辺に見える歴史的風致
-  堀文化の継承から見える歴史的風致
-  祭事の継承から見える歴史的風致



維持向上すべき歴史的風致の範囲

1 城下町の形成とその維持から見える歴史的風致

(1) はじめに

佐賀城は、もともと佐賀を治めていた龍造寺氏の村中城を鍋島直茂と勝茂親子が拡張・整備したものである。城を中心として武家地が形成され、その北側に長崎街道が東西方向に通じ、町地が配されていた。

城内、武家地、町地には、今なお、それぞれ城郭建築、武家建築、町家建築が残されている。また、城下町の辻々に配された寺社の境内には、由緒ある寺社建築等を見ることができ、その中には鳥居や山門など通りから人々の目を引く存在になっているものも多い。加えて、幕末や明治期に我が国の近代化に大きく貢献した佐賀藩にあって、城下町やその周辺には近代化の歴史を物語る近代化産業遺産や近代建築も数多く残されている。

城内と城下町の生活用水を確保するため、佐賀藩は嘉瀬川の水を城下町に運ぶ河川や水路を整備し、嘉瀬川の水が多布施川を經由して町地、武家地、そして城内の隅々までいきわたっている。その水は飲料水としても飲まれていたこともあり、水を供給する川や水路は日々の暮らしに身近で大切な存在として捉えられ、多布施川水系を維持する自治会等による清掃活動は今もなお続いている。

また、歴史的建造物が残る城内と城下町であるが、その背景を語るうえで大火の歴史も欠かせない出来事である。火災から建物を守る人々の活動の始まりは古く、その精神や活動は今日の消防団等に受け継がれている。

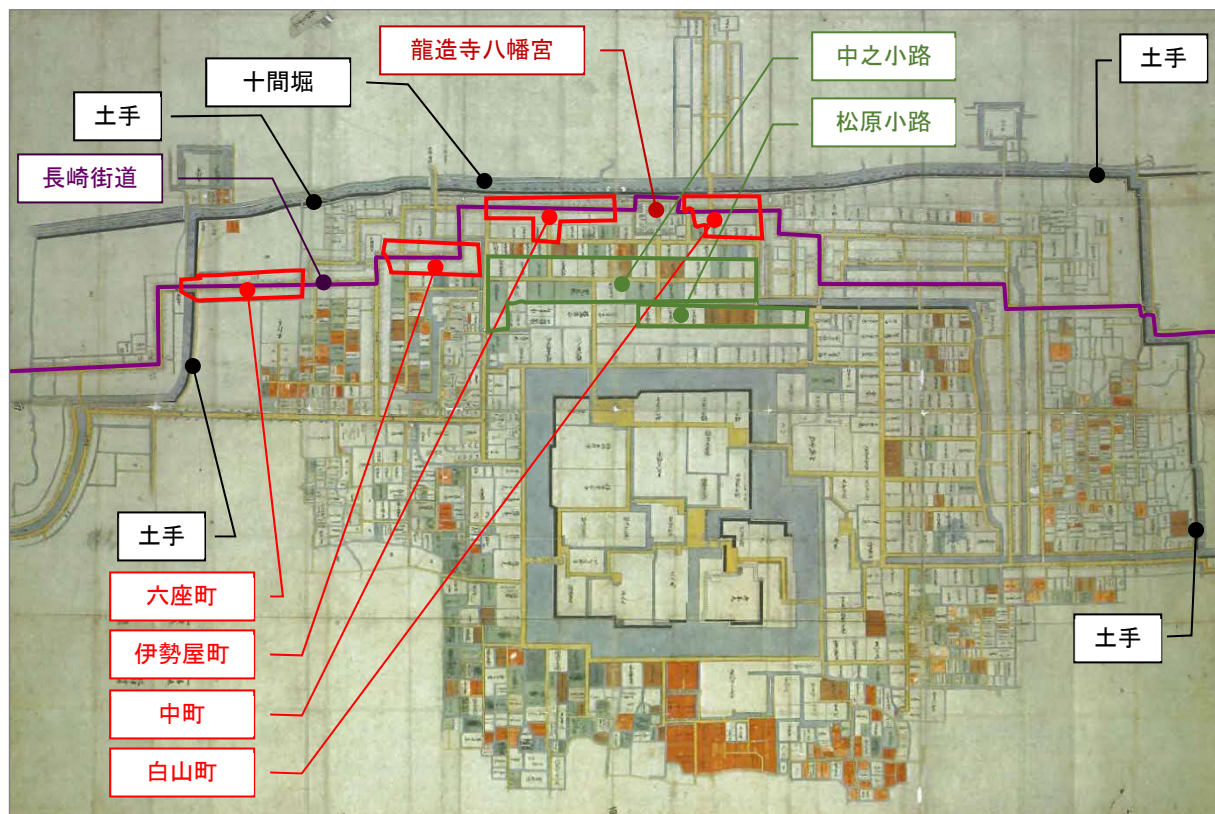
(2) 城下町の町割

佐賀城建設当時の城下の様子を見ると、中心にある佐賀城から、内堀や武家地・町地を挟んで、北側には東西2,170間、東側に590間、西側に250間の南北に及ぶ長さの土手を造って外曲輪が形成され、土手の外側には堀を掘削して佐賀城下の外堀が作られた。この堀が「十間堀」と呼ばれるもので、佐賀城下の北限を示し、現在もその位置を変えることなく、「十間堀川」として流路を保っている。

城下町の大部分を占める武家地は、佐賀城を中心に、上級武士が居住する敷地規模の大きい屋敷が城内及び城内付近に配置され、その外側に中級武士の屋敷地、さらにその外側に下級武士の住む狭い屋敷地が町地近くに配され、近世城下町に通常見られる配置構成となっている。これら武家地は「小路」と呼ばれる街区を基本としており、今も数多く残る小路は往時をしのぶことのできる佐賀城下町の特徴である。

城下町のうち、佐賀城に近い城堀周囲の四方と北堀の北側に位置する北御堀端小路、松原小路、中之小路は、武家地のなかでも格段に広い敷地が並んでいる。これらの小路には、「手明てあきびり鑑以下の身分の武士は住居しないようにと、先頃仰せ出された」（『衣食住御触達之類集』元文5年(1740)7月4日）とある。手明鑑とは佐賀藩の武士身分のひとつで、戦時のみ鑑(槍)1本もって奉公する下級の武士をいい、ここは佐賀

藩でいわゆる侍といわれる一定以上の身分を有する上級武士の屋敷地であった。



『慶安御城下絵図』 慶安2年(1649)

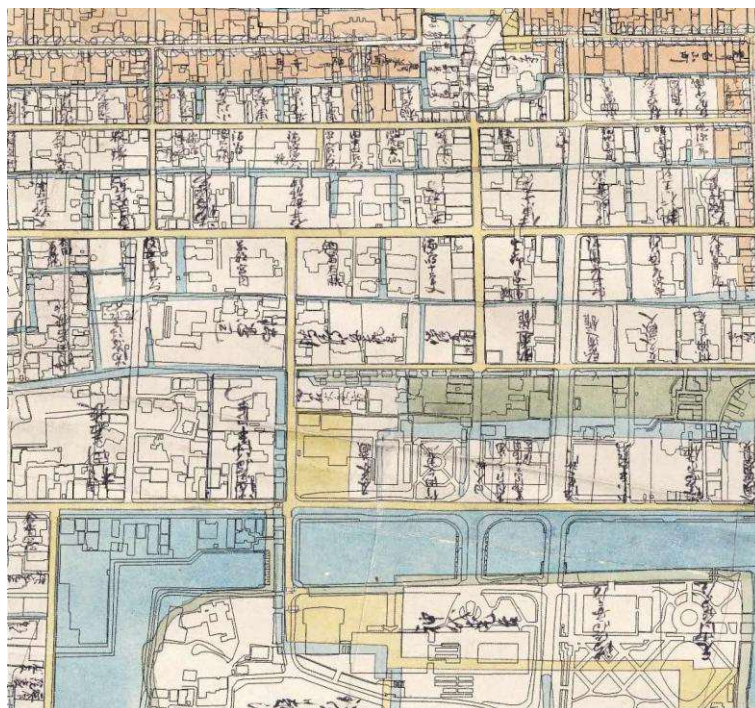
公益財団法人鍋島報効会 蔵

一方、町地は長崎街道やそこから分岐する街道、道筋に沿って形成され、大部分は城下町北域に東西方向に長く広がっている。龍造寺八幡宮はその中央に配され、町地を東西に分ける格好となっている。

町地の開発は、早くは天正19年(1591)に行われ、^{かきひさ} 蛸久(鍋島町蛸久)から六座町・伊勢屋町・中町・白山町などを城下町西部域に引き移して開始された。その後、慶長13年(1608)から行われた佐賀城総普請の段階で、本格的な町割はほぼ完成したと考えられる。こういった町割りの仕組みは、初代佐賀藩主鍋島勝茂により城下建設当初に計画・実施されたものであり、これらを維持するその教えは代々の藩主に受け継がれてきた。こうして、城下町の大部分を構成する武家地や町地、そしてその骨格をなす街路と水路もまた、その多くが原位置のまま現代に引き継がれている。このことは、城下絵図と現代地図を重ね合わせてみると、ほぼぴったりと重なり合うことからよくわかる。そして、このような空間や景観が、現在の佐賀城下町の大きな特色となっているのである。

また、幕末には築地反射炉が天祐寺川の近くに、精煉方、多布施反射炉が城下町の北側、多布施川に近い場所に設置された。反射炉や精煉方からは煙が立ちのぼり、佐賀藩の近代化の発展を印象づける景観が形づくられたと考えられる。

なお、城下町の一部(水ヶ江町一体)は、昭和20年(1945)8月の佐賀空襲により火災延焼の被害を受けたものの、改変はされておらず、城下町の武家地や町地の趣は損なわれていない。



『佐賀御城下絵図でまち歩き』(部分)
文化御城下絵図と現代地図を重ね合わせたまち歩きマップ
重ね合わせてみても、ほぼ重なり合う。



『佐賀御城下絵図でまち歩き』(部分)
佐賀城東域の武家地の様子(片田江小路)

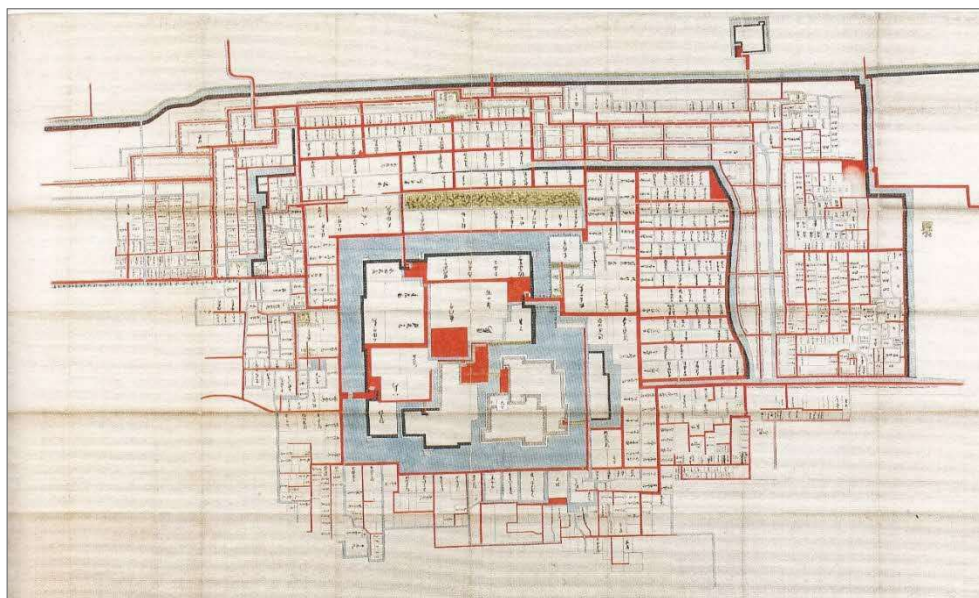
(3) 建造物

ア 佐賀城

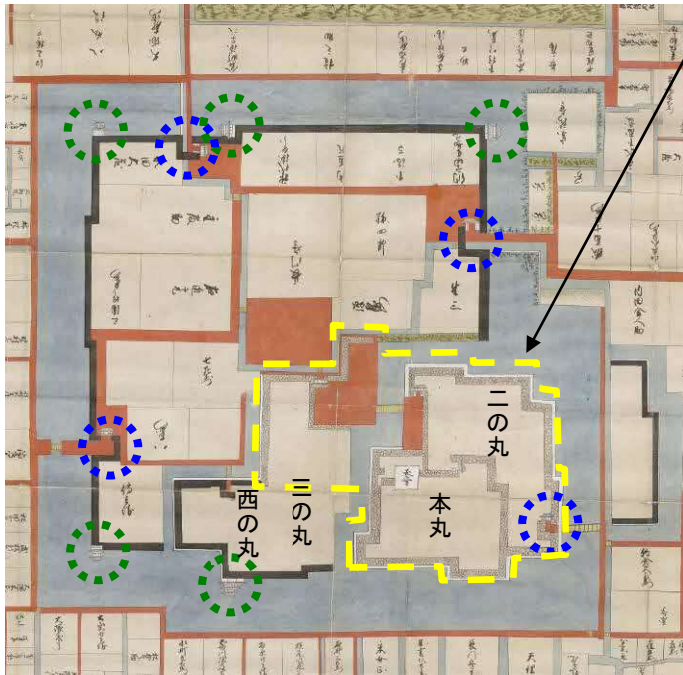
佐賀城は35万7千石の知行高^{ちぎょうだか}を安堵された鍋島氏の居城として築城された。慶長7年(1602)に佐賀城本丸台所の建築が開始され、慶長13年(1608)から始まった佐賀城総普請は、慶長16年(1611)に一応の完成をみている。

この佐賀城は、幅約40間の城堀で四方を囲んだ平城である。西国の近世城郭においては石垣普請による城郭構築が一般的であるが、佐賀城は四方を石垣で囲まずに石垣と土塁を併用した。天守を中心として本丸の北側と西側に石垣を配した以外は土手を巡らし、土手の上には楠や松などの高木を植栽して城中を^{しやへい}遮蔽していた。寛永10年(1633)の頃に記された『隣国様子聞合帳』の「肥前ノ覚」(『中川家文書』)によれば、「…、又竹木しげり申候故、ちかくニより申候ほとてんし(天守)など見へ不申候、…」とあり、佐賀城の近くに寄ると天守などが見えないほど見通しが効かない状態であったことがわかる。櫓にしても天守以外では1つの多層櫓があるだけで、総じて他の城郭と比べると特異な構築形態を呈していた。

しかし、これは構想段階当初から予定していた築城のあり方ではなかった。慶長年間における佐賀城下建設構想図とでもいふべき『慶長御積絵図』^{けいちょうおつもりえず}を読み解くと、本丸・二の丸は四方すべてを、三の丸・西の丸は一部に石垣を築く予定であり、多層櫓については5か所、門の枡形も4か所に建設するつもりであったことがわかる。しかし、寛永3年(1626)の『寛永御城并小路町図』^{かんえいおしろならびにこうじまちず}と比較すれば、この計画は成就しなかったことが明らかで、これは長年の公儀普請による財政難や慶長20年(1615)の武家諸法度における城郭の新規造営禁止などの影響を受けたためと考えられる。



『慶長御積絵図』(1609~1610頃) 江戸後期の写本
公益財団法人鍋島報効会 蔵



『慶長御積絵図』の部分 (1609~1610頃)
公益財団法人鍋島報効会 蔵

石垣構築の
計画区域

多層檜 (計画)

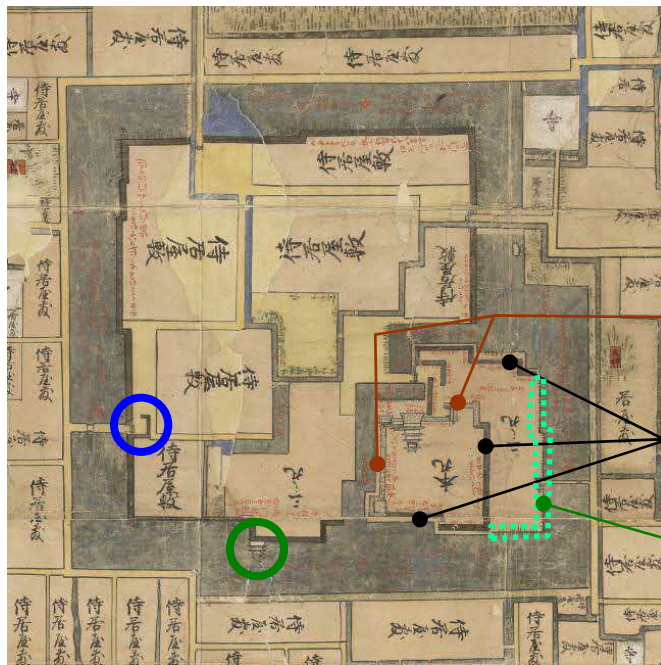
門の枅形 (計画)



佐賀城跡の天守台石垣
(北側から撮影)



復元された本丸御殿と土手
(南側から撮影)



『寛永御城井小路町図』の部分 寛永3年 (1626)
公益財団法人鍋島報効会 蔵

実際の
石垣部分

土手

植栽

実際に築造された多層檜

実際に築造された門の枅形

佐賀城の堀、本丸跡、天守台は、県の史跡に指定されるとともに、佐賀城鯨の門及び続櫓は国の重要文化財に、旧佐賀城本丸御座間・堪忍所は市の重要文化財に指定されている。その周囲の堀には、市民の活動で水質が維持されている多布施川の水が流入している。

◆佐賀城跡[県史跡]

○佐賀城のお堀[県史跡 佐賀城跡]

「四十間堀」と通称される広大な城堀の掘削は、慶長13年(1608)に着手、当初の構想どおりに竣工され佐賀城の景観を大きく特徴付けている。その規模や形状は、明治初期までは改変されることなく引き継がれていたが、明治19年(1886)に行われた県庁前の北堀縦断南北道路建設を契機に埋め立てが始まり、特に埋め立ての規模が大きかった東堀は、今ではその大部分が失われている。

それでも、北・西・南の城堀については、一部埋め立てがあっているものの、概ねその形状を保っており、城下町の中心である佐賀城域の存在を知らしめるランドマークとなっている。特に西堀は、往時の広大な堀の姿をみることができる。

そして、常に水を湛えた堀は、市民からは「お堀」と親しみを込めて呼ばれ、本市を代表するまちの風景である。このお堀に囲まれたエリアは、多くの市民が散策やジョギングなどで訪れる「佐賀城公園」であり、緑あふれる憩いの広場として親しまれている。

現在、昭和初期に埋められた東堀の一部復元工事が県の佐賀城公園整備事業により進められており、この事業により東からの城内の範囲がわかるようになってきた。



西堀
西堀のみが往時の広さを保つ



一部復元された東堀

○本丸跡[県史跡 佐賀城跡]

鯨の門をくぐり中に入ると、佐賀城の中心部であった本丸に至る。本丸内にあった天保期の建物は、佐賀の乱(佐賀戦争)での焼失やその後の外部への移築や転用などによって失われた。

本丸内にあった赤松小学校の移転に伴い、平成5年(1993)から平成13年(2001)にかけて行われた発掘調査により、天保期の本丸平面设计図である『佐賀城御本丸差図』に描かれていた建物とほぼ一致する状態で

礎石が確認され、天保期の地下遺構は良好に保存されていることが明らかとなった。さらにその下部からは、享保期の火災時の灰をかぶった建物礎石も確認されており、これらは慶長期由来のものである可能性が高いと考えられている。このように、本丸内部の建物遺構は、築城期から廃城期までの変遷を追うことが可能であり、さらに鍋島直正によって天保期に再建され、藩政の拠点としての役割を果たした本丸御殿の様相が明らかにされたことで、城郭史や建築史の観点から貴重な資料となっている。

その後、遺構面を十分に保護したうえで、調査成果をもとに本丸御殿の一部が復元され、佐賀城及び佐賀の幕末維新时期の歴史を学ぶことができる「佐賀県立佐賀城本丸歴史館」として平成16年(2004)に開館し、活用されている。



礎石遺構が残る佐賀城本丸の発掘調査の状況
手前右は佐賀城鯨の門及び続櫓



復元された本丸御殿(左)と
佐賀城鯨の門及び続櫓(右)



復元された本丸櫓台と石垣

○天守台[県史跡 佐賀城跡]

佐賀城の天守は、慶長14年(1609)に完成した。

正保4年(1647)の『佐賀城覚書』によれば、5間の石垣に5階の天守閣ありと記されていたが、享保11年(1726)の大火で、本丸、二の丸、三の丸とともに天守も焼失し、再建は行われなかった。

天守は、小倉城の図面に基づいて建てられたと記されており(『元茂公御年譜』)、平成24年

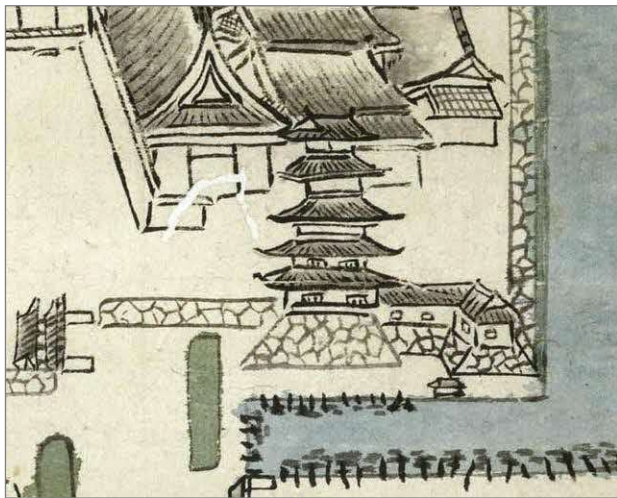
(2012)からの発掘調査による礎石の位置から、天

守1階は天守台上一杯に建ち、15間×13.5間という広大な天守だったことがわかっている。また2枚の絵図から小倉城と同様に、最上部を除き破風などの屋根の装飾がない意匠だったと思われる。

天守の階数は、現存する絵図のうち、『佐嘉小城内絵図』は天守が5重となっているが、『寛永御城并小路町図』は4重に描かれるなど違いがある。しかし、複数の文献から天守の最上階は上段・下段に分かれていると考えられ、天守は四重五階であったと推測される。

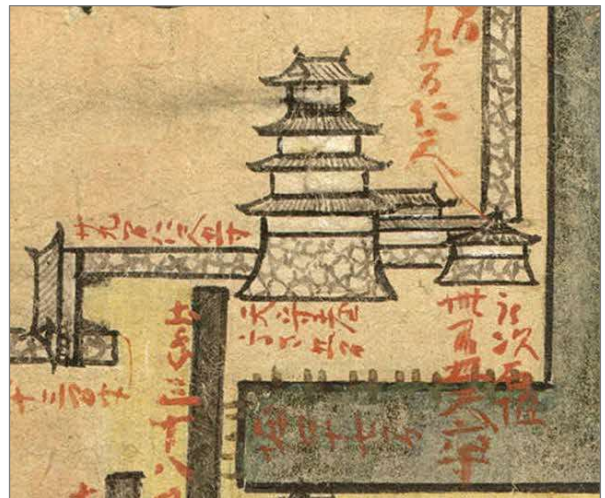


天守台



天守の姿：5重

『佐嘉小城内絵図』(一部) 慶長年間(1596~1614)
公益財団法人鍋島報效会 蔵



天守の姿：4重

『寛永御城并小路町図』(一部) 寛永3年(1626)
公益財団法人鍋島報效会 蔵

◆佐賀城鯨の門及び続櫓[国の重要文化財]

佐賀城の代名詞的存在として、市民からは「鯨の門」と親しみを込めて呼ばれている本丸門である。天保6年(1835)から始まる本丸再建とともに建築され、天保9年(1838)に完成した。建築年代が江戸時代後期ということもあり、城門として本来的に重点が置かれる防備の機能よりも、装飾的要素が前面に出された形状となっている。

建物自体は二重二層の櫓門に一重二階の続櫓が配され、礎石から棟瓦まではおよそ12.5mの高さである。棟の両端に置かれ門を特徴付けている一對の銅製の鯨には「冶工谷口清左衛門」の銘があり、城下に住む佐賀藩御用鋳物師の谷口家が制作したことがわかっている。この谷口家は、わが国初の実用反射炉「築地反射炉」の建設と大砲鋳造に大きな貢献を果たしたことでも知られている。

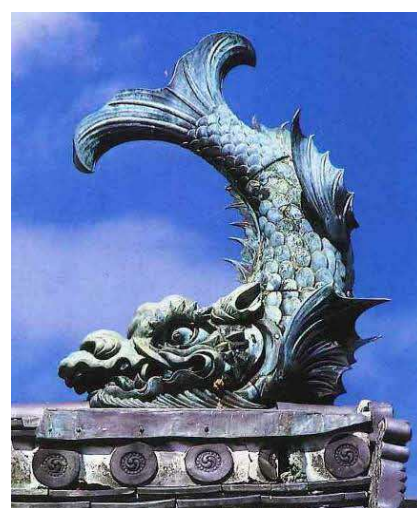
「鯨の門」の門柱には弾丸の跡が残っており、これは明治7年(1874)の「佐賀の乱(佐賀戦争)」の際の痕跡といわれている。佐賀城本丸に立てこもる政府軍と、これを攻める佐賀軍との間で激しい銃撃が交わされ、その際に佐賀軍が撃ち込んだとされており、鉛片がめり込んだままのものもある。



鉄砲の鉛玉が残る柱



佐賀城鯨の門及び続櫓



屋根を飾る青銅製の鯨

◆旧佐賀城本丸御座間・堪忍所 [県重要文化財]

「御座間」は城内における藩主の日常の居間で、「堪忍所」は御座間の東側にあった警備の詰め所である。

御座間等の建物は、明治42年(1909)以降、本丸に開校された赤松小学校の校舎の一部として使われ、後に水ヶ江に移築されて地区の集会所として使用されてきた。その後、佐賀県立佐賀城本丸歴史館の整備に伴い、佐賀城本丸跡の本来の位置に御座間・堪忍所として移築・復元されている。

藩主の日常生活の場という重要な機能を果たしたものであるにもかかわらず、比較



旧佐賀城本丸御座間・堪忍所

的質素なたたずまいを有しており、幕末・維新时期を代表する建築物として貴重なものである。

イ 武家地

佐賀城の堀の周囲は、整然と区画された武家地として知られている。このうち佐賀城東堀に隣接する片田江小路は、豎小路が南北に貫き、豎小路東側の水路から東には、分岐した8つの通りと水路が延び、武家地らしい大きな区画の屋敷地が連綿と続いて横小路を形成している。この小路群は北から「馬賣馬場」「通小路」「うませいばば 椎小路」「しいこうじ 花房小路」「はなぶさこうじ 中ノ橋小路」「なかのはし 枳小路」「かいしよこうじ 会所小路」「じっけんばた 十間端」と並ぶ。



佐賀城東域の武家地の様子(片田江小路)

『文化御城下絵図』(部分)

公益財団法人鍋島報効会 蔵

通小路には大正・昭和の実業家、福田慶四郎の居宅で、大正期の近代和風建築である「旧福田家住宅」(市重要文化財)が、中ノ橋小路には『葉隠』の口述者である山本常朝やまもとじょうちょうの生誕地が、会所小路には大隈重信の生家である史跡「大隈重信旧宅」が所在し、このほか江戸期から伝わる武家屋敷の門も点在するなど、江戸時代以降の文化財が多く残る場所である。

通り沿いや通りの裏側の背割の多くには、市民の活動で水質が維持されている多布施川からつながる水路が流れ、屋敷地やその周辺の多くからは、ゆったりとした水の流れを見ることができる。また、茅葺の武家屋敷も残されており、延焼が危惧されるこれらの建物は、地区の消防団の活動で守られている。

◆大隈重信旧宅[国の史跡]

「大隈重信旧宅」は、重信の父信保が天保3年(1832)に取得したもので、重信は天保9年(1838)の誕生から慶応4年(1868)まで、ここを住居として国事に奔走した。

建物は佐賀地方によく見られる「かぎ屋」である。玄関に改造の跡があり、また台所は撤去されて管理部屋が付設されるなど改変の跡はあるが、座敷、次の間、居間等の主要部はよく残っている。また、2階の部分は、母が重信のために建て増したといわれている。



大隈重信旧宅

片田江小路の武家地は佐賀藩中流階級の武士が居住したところであり、この大隈重信旧宅は、佐賀城下の一般的な武家屋敷の有り様がわかる数少ない事例として貴重なものである。

大隈重信旧宅は、第1期計画に基づき、耐震補強及び保存修理を行った。

◆大隈重信記念館[国の登録有形文化財]

史跡「大隈重信旧宅」の東隣に建つこの建物は、昭和41年(1966)に完成し、翌年大隈重信にまつわる歴史資料を展示する「大隈記念館」(平成29年10月25日に「大隈重信記念館」と改称)として開館した。

設計者は、建築家で早稲田大学建築学科教授であった今井兼次氏^{いまいけんじ}である。氏は、アントニ・ガウディの紹介者としての草分けであり、合理的・機能的なモダニズム建築からは距離を置き、彫塑的、絵画的な独特の作品を生み出した。

建物のどっしりとした独特の意匠は、大隈重信の動かざる姿をイメージしているともいわれ、氏の代表作のひとつである。

第1期計画に基づき、武家屋敷のジオラマ製作と展示内容の更新を行った。



大隈重信記念館

◆旧福田家住宅[市重要文化財・22世紀に残す佐賀県遺産]

明治末期から大正・昭和初期にかけて、佐賀を代表する実業家として活躍した福田慶四郎の居宅であり、大正7年(1918)に建てられた。戦後の一時期は佐賀県議会議員会館として利用されたこともある。

北面して建つ入母屋造二階建の主屋を中心に、和洋それぞれの様式の応接室や数寄屋造の茶室などを配し、南側には庭園、東側には土蔵が設けられている。

江戸期に完成した伝統的建築技術は、近代には技術と芸術がその頂点を極めたとされる。この旧福田家住宅はこうした特徴をすべて備えた大正期の近代和風建築である。

佐賀市歴史民俗館を構成する一館で、第1期計画に基づき、保存修理を行った。



旧福田家住宅

◆山口亮一旧宅[市重要文化財・22世紀に残す佐賀県遺産]

主屋は、佐賀美術協会の創設者である山口亮一画伯(1880～1967)の養祖父にあたる梅堂が10代藩主鍋島直正の御典医としての地位を得た天保期(1830～1844)に、白石町の須古にあった建物を解体し、現在地に移築したと伝えられている。

この旧宅は、山口画伯の創作活動の場として使われた。また、洋学研究所を創立し後進の指導の場として使用するなど、当時の佐賀の美術界の拠点であった。



山口亮一旧宅

◆旧百崎家住宅主屋[国の登録有形文化財・22世紀に残す佐賀県遺産]

南堀端から東西に延びる虎次西横小路に北面して建つ。屋敷の北側に前庭と主屋を置き、ほぼ中央に昭和初期増築の建物と泉水式の庭園が並んでいる。主屋は武家住宅の形式を継承しつつ明治初期に建設されたものと伝えられ、木造平屋建(一部2階)の茅葺寄棟造で全体的に立ちの低い造りである。上質の武家住宅の様子を伝える貴重な建造物である。



旧百崎家住宅主屋

◆武家屋敷の門

中之小路、片田江豎小路、八幡小路、松原小路にある武家屋敷の門4門が、それぞれ市重要文化財に指定されている。

○武家屋敷の門(中の小路)[市重要文化財]

中の小路に面する武家屋敷の門である。

門の中央は、両開きの板戸で、左右の脇間は片開きのくぐりど潜戸である。木組みは比較的大きく安定しており、両側の破風に懸魚が用いられている以外は、飾金具もなく、装飾的な構造は全くみられず極めて簡素な造りである。門の両側には、さんかわらぶき棧瓦葺の塀も残存し保存状態は良く、藩政時代における武家屋敷の遺構が極めて少なくなった今日、その価値は高いものがある。



武家屋敷の門(中の小路)

○武家屋敷の門(水ヶ江)[市重要文化財]

この門は、片田江竪小路に面して建っており、佐賀藩の上級武家である水町氏の屋敷門として、多良の名工、詫田の番匠の手によって建築されたと伝えられている。

この門の様式は薬医門に属し、もともと医師の家の門として使われたもので、後に公家や武家の門としても使われている。建築年代は不明だが、構造形式から江戸時代後期と推定される。経年劣化と台風による損傷のため、平成20年度(2008)に保存修理を行った。



武家屋敷の門(水ヶ江)

○武家屋敷の門(八幡小路)[市重要文化財]

家老太田鍋島家ゆかりの門である。潜戸付長屋門で正面向かって左側に二階建の番所があり、右側には駕籠を納める倉庫がある。屋根は本瓦葺入母屋造で、外壁は漆喰塗り、左側の番所の2階正面には出窓格子窓が設けられている。

門扉は両開き板唐戸で、扉の釣元いりはっそうに入八双金具が、かんぬき門の金具隠しに饅頭金具が装飾されている。江戸時代の様式をとどめた武家屋敷の長屋門として、当時を物語る貴重な遺構である。



武家屋敷の門(八幡小路)

○旧嬉野家の武家屋敷の門(薬医門1棟)[市重要文化財]

武家地のなかでも格段に広い敷地が並んでいる佐賀城堀の北側の松原小路にある門である。『やしきおんちようひかえ屋鋪御帳扣』によれば、天保3年(1832)に嬉野与右衛門が中嶋空兵衛の居屋敷を取得したとある。

三間一戸の薬医門で、切妻造の本瓦葺であり、中央一間に両開きの杉戸を入れ、その両脇に竪板をはめている。広い武家屋敷にふさわしく重厚な構えの門である。

第1期計画に基づき、解体し保存修理を行った。その際に敷地の整備に伴い、やや東側に移転させている。



旧嬉野家の武家屋敷の門

◆徴古館[国の登録有形文化財・22世紀に残す佐賀県遺産]

昭和2年(1927)、鍋島家12代当主の鍋島直映^{なおみつ}により創設され、郷土佐賀の歴史と文化を展示する県内最初の博物館施設として先駆的な役割を担った。その後さまざまな用途を経て、現在は公益財団法人鍋島報効会^{ほうこう}が運営する登録博物館として鍋島家伝来の貴重な資料を展示・公開するとともに、まちづくりを行う市民団体などの連携の拠点としても活用されている。



徴古館

背面は簡素な意匠であるが、正面には二本一組の列柱を持つ半円形の車寄せと2階の列柱などが印象的な玄関があり、県内の鉄筋コンクリート建造物としては早期のもので、本格的な洋風意匠をもつ点にも特徴がある。

また本市では、徴古館周辺を借地公園の手法により整備し、平成23年(2011)4月に「松原公園」として開設した。今後も、整備可能な区域から順次公園区域を拡大していくこととしている。徴古館を含む公園区域の裏手には多布施川水系の松原川が流れており、ゆったりとした水の流れに親しむことができる。

ウ 町地

町地は、長崎街道やそこから分岐する街道、道筋に沿って形成され、城下町の北域を中心に配されている。現在でも市街地の中に、多くの町家等が残されている。

町地も武家地と同様に通り沿いや宅地の背割部分に、多布施川やそこから分岐した水路が流れ、敷地内やその周辺の多くからは、ゆったりとした水の流れを見ることができる。また、防火対策として白壁造となった町家も残されており、これらの歴史的建造物は、消防団の活動で守られている。

◆野中烏犀圓^{のなか うさいえん}[国の登録有形文化財・22世紀に残す佐賀県遺産]

野中家は、「野中烏犀圓」の製造販売を家業とする老舗であり、初代源兵衛が寛永3年(1626)に創業した。

現存する建築物は、寛政8年(1796)に生薬「烏犀圓」の製造販売を藩から許された際に建てられたとされ、「冷善楼^{れいぜんろう}」と呼ばれる座敷では、藩の役人が薬の検査を行ったと伝えられている。街路に面する漆喰壁と屋根の大破風及び看板を吊す屋形が、江戸期の商家の風情を今に伝えている。



野中烏犀圓

◆旧古賀銀行[市重要文化財・22世紀に残す佐賀県遺産]

古賀銀行は、両替商の古賀善平が明治18年(1885)に現在地斜め向かいに設立した銀行で、明治39年(1906)に現在地東寄りに本店が新築された。当初は洋風を模した漆喰仕上げの外観だったが、大正5年(1916)に西側へ大きく増築され、木造ながら2つの塔屋を備えたタイル張りの外観と堂々とした吹き抜けを備えた今の姿となった。

本市出身の建築家舟木右馬之助の設計で、本市に残された数少ない本格的洋風建築であり、木造ながら2つの塔屋を備えたタイル張りの外観と、堂々とした吹き抜けを備えているとして貴重である。

古賀銀行は、大正期の九州の5大銀行のひとつに数えられたが、昭和8年(1933)に解散、建物はその後佐賀市商工会議所、さらに佐賀県労働会館、自治労佐賀県本部として使われた。

佐賀市歴史民俗館を構成する一館であり、第1期計画に基づき、保存修理を行った。



旧古賀銀行

◆旧古賀家[市重要文化財・22世紀に残す佐賀県遺産]

古賀銀行の頭取古賀善平の住宅で、銀行本店の東隣にある。古賀銀行開業に先立つ明治17年(1884)に、この住宅を建てたと伝えられる。

周りに門と塀を巡らした白漆喰仕上げの近代和風建築で、西隣の銀行本店と一体となって残る点に価値がある。黒漆喰仕上げの玄関や西側の煉瓦塀は大正期に改築されたようである。戦後は料亭として使われた。



旧古賀家

佐賀市歴史民俗館を構成する一館であり、第1期計画に基づき保存修理を行った。

◆旧牛島家[市重要文化財・22世紀に残す佐賀県遺産]

江戸期に町のおと咄役を務めた足軽高楊伊助たかやなぎ いすけが問屋業を営んでいた建物で、下今宿町(現在の朝日町)にあった。江戸時代に問屋業を営んだものであり、明治23年(1890)に刊行された『佐賀縣獨案内』さがけんひとりあんないには、煙草仲買商や海陸運漕店の看板を揚げ、小舟から荷物をこの建物に運び入れている様子の銅版画が掲載されている。物資は下今宿町で小型の手漕ぎ舟に載せかえられ、佐賀城下の中心部まで入っていくために、紺屋川などの江湖(感潮河川⁷)等が利用された。

⁷ 潮の満ち引きの影響を受けて水位が変化する河川

内部は、建物面積の2割以上を土間が占め、主屋西側を南北へ通っている。外観は、土壁と漆喰で仕上げられた土蔵造であり、一部二階建、通りに面した下屋庇を大きな持ち送りで支えている。

道路拡幅に伴って柳町に移築し、平成9年(1997)に佐賀市歴史民俗館の一館として開館、第1期計画に基づき、保存修理を行った。



旧牛島家



移築前の旧牛島家
『明治銅板画 佐賀縣獨案内
(復刻版)』昭和58年

◆旧三省銀行[市重要文化財・22世紀に残す佐賀県遺産]

三省銀行は、明治15年(1882)7月に旧佐賀藩士柿久栄次を頭取として設立された三省社を、明治18年(1885)に正式の銀行に改めたものであり、明治26年(1893)に廃業した。

その後、医院として昭和51年(1976)まで使用された。医院時代が大半であるため、そのための改造が大きかったが、平成10年(1998)の解体修理により新築当時の形状に復元した。外観は上方に向かってふくらみを持つ屋根や大胆な形状の窓など人目を引く特異な表情を持ち、他に類例のない個性豊かな建築物である。

佐賀市歴史民俗館を構成する一館で、第1期計画に基づき保存修理を行った。



旧三省銀行

◆旧森永家住宅[22世紀に残す佐賀県遺産]

森永家の煙草業は寛政年間頃、忠左衛門が始まりとされ、その後、十助、その子作平へと引き継がれた。明治に入り、作平によって製造された「富士の煙」は、香りがいいと評判を呼び、佐賀の名物のひとつと言われた。明治37年(1904)の煙草専売化に伴い、二代作平が呉服商へ転じ、昭和9年(1934)に作平が亡くなるまで呉服店を営んでいたという。

建物は、明治前期から中期の町家建築遺構で、通りから後退して建つ平入りの切妻造平屋



旧森永家住宅

建の主屋、妻入りの入母屋造棧瓦葺の離屋と土蔵2棟で構成されている。

土蔵は、後に内部に改造を加え、呉服店として利用された表土蔵と三階建の裏土蔵からなる。表土蔵の欄間に設けた、森永呉服店の文字が目をはく。

佐賀市歴史民俗館を構成する一館で、第1期計画に基づき、用地の取得及び主屋・土蔵2棟の保存修理を実施し、民間事業者による活用を行っている。



旧森永家住宅の離屋と土蔵

◆旧久富家住宅[22世紀に残す佐賀県遺産]

大正10年(1921)、県下でも有数の履物商を営む久富亀一によって、長崎街道沿いの柳町に「履物問屋久富商店」として建てられた。

外観は大棟の妻壁を大きく見せ、大正期の大型町家として力感あふれる表構えを造っている。主屋の西側は土蔵造で、主屋とその土蔵の間は今も南側の裏十間川沿いへ通り抜ける通路となっており、柳町の風情を醸し出している。

第1期計画に基づき、用地の取得及び主屋・土蔵の建物の保存修理を実施し、民間事業者による活用を行っている。改修後、佐賀市歴史民俗館を構成する一館とした。



旧久富家住宅

◆旧馬場家住宅[22世紀に残す佐賀県遺産]

佐賀藩の藩医を務めた漢方医の高宗弘堂が居住し、この家で開業したと伝えられる。また嘉永7年(1854)の『竈帳』^{かまどちょう}によると、岡部奎之助組侍の古賀元恭が居住していたとある。

表構えは土蔵造で、他の町家とさして変わらないが、間取りは武家屋敷に近いものになっており、18世紀末から19世紀初頭の建築と推定される。表の腕木門も同時期のものであると考えられる。



旧馬場家住宅

◆旧中村家住宅

旧古賀銀行の向かいにあり、古賀銀行が明治18年(1885)に開業した際、社屋として利用した建物である。事業拡大に伴い、明治39年(1906)に北側斜め向かいに新築移転するまで、古賀銀行本店として使われた。

表構えは本二階建てで、屋根は寄棟造りの本瓦葺平入り直屋^{すこや}⁸である。

第1期計画に基づき、保存修理を行った。



旧中村家住宅

◆鶴屋菓子舗 本店

鶴屋菓子舗は、文化7年(1810)に店舗を長崎街道沿いの白山町^{しらやままち}から現在の場所に移し、安政4年(1857)に正式に鶴屋を名乗ったという。現在の建物は明治後期以前のものとされ、平成元年に改修を行っている。

この地は当時、八丁馬場と呼ばれる町地であり、諫早に向かう津に近い場所に位置していた。陸の長崎街道を通過して長崎に行くよりも、船を使って有明海を渡れば長崎に早く着くことができた。長崎警備という軍事目的での移動の際の例であるが、幕末の佐賀藩士池田半九郎の日記によると、佐賀城下から長崎市中まで23時間で移動したとある。また、与賀神社参道でもあったことから、にぎわいのある場所だったと推察される。



鶴屋菓子舗
明治後期以前の建築

エ 寺社

城下町の中に位置する寺社には、その境内の中に本市の歴史にまつわる寺社建築等が残されている。広い境内地を維持し、その周りに水路が巡り、境内地に石橋を渡って入るところも多い。そうした寺社境内の周囲には、市民の活動で水質が維持されている多布施川やそこから分岐した水路があり、境内やその周辺の多くからゆったりとした水の流れを見ることが出来る。

◆龍造寺八幡宮

大正15年(1926)発刊の『佐賀縣神社誌要』^{さがけんじんじやしやう}によれば、創建は文治3年(1187)とされる。龍造寺氏の本拠地であった村中城にあったものを、慶長年間の佐賀城築城の

⁸ 民家の平面形態の一形式。長方形の輪郭で、その周囲に突出部をもたないもの。

際にこの地に移転したものであり、鎌倉鶴岡八幡宮の分霊が祀られている。

江戸時代には白山八幡宮と言い、境内には、佐賀藩藩祖鍋島直茂の正室が奉献した、笠木の長さ4.8m、高さ3.4mの石造肥前鳥居がある。石柱の下部は生け込みとなっていて、笠木は太い柱に対して薄手で木鼻はゆるやかに反っている。貫は三本継ぎで中央部分は後補により原形が若干改変されている。慶長9年(1604)の刻銘があり、造立年代の古いもののひとつである。

龍造寺八幡宮の肥前鳥居は、笠木の曲線などに独特な華やかさをもっており、肥前鳥居として最も典型的なものの一例として貴重であり、市の重要文化財に指定されている。



佐賀(龍造寺)八幡宮石造肥前鳥居

◆伊勢神社

伊勢町に鎮座する伊勢神社は、天文11年(1542)に伊勢神宮から神埼の田手に分霊を勧請したのが始まりとされる。天正19年(1591)の佐賀城下町の建設に伴い、鍋島直茂によって現在地へ遷座された。長崎街道が直角に曲がった角地に建っている。

境内には、慶長12年(1607)の造立銘がある石造の肥前鳥居が建ち、造立年代の古いもののひとつとして貴重である。

石造肥前狛犬は、一般に小形で、姿態は静的であり、また、その彫法は簡潔で素朴なものである。側面、背面は極度に簡素化され、毛髪なども数条の線で表され、前肢、後肢を浮彫的に表現しているのみである。

寛文7年(1667)の造立銘があるこの狛犬は、在銘のものが少ないなか市内で最も古い作として注目すべき価値を有している。

伊勢神社の石造肥前鳥居と石造肥前狛犬は、いずれも市の重要文化財に指定されている。



伊勢神社石造肥前鳥居



肥前狛犬

◆松原神社と新馬場

松原神社は、明和9年(1772)に8代藩主鍋島治茂が藩祖鍋島直茂を祭神として創建した。直茂の法名「高伝寺殿日峯宗智大居士」により「日峯社」と称され、後に「松原社」「松原神社」と改称されている。市民は、親しみを込めて「につぼうさん」と呼ぶ。松原川の傍に建ち、神社創建と同時期の明和9年(1772)に造られたと伝えられる河童像も祀られている。



松原神社

松原神社の東側一帯は、直茂没後200年にあたる文化14年(1817)に新たに参道として開かれ、「新馬場」と呼ばれた。この一角には、10代藩主鍋島直正が幕府要人らと面会した、欄干御茶屋と呼ばれる藩の迎賓館的施設があった。また、新馬場開削から50年後の慶応3年(1867)に举行された鍋島直茂二百五十年祭礼の際には、新馬場の沿道に棧敷や接待茶屋が設けられた。その様子を示した資料として『藩祖直茂公二百五十年祭礼之図』がある。新馬場の通りの両側に臨時に建てられた「飾り小屋」とされる三階建の建物には、柳町、白山町など佐賀城下29町の町名が記されている。また参道では、牛嶋町の文字が入った提灯のそばでの獅子舞、神埼町の文字が入った旗を立てた大俵(十石俵)曳き、白石の旗を立てた大きな宝船の山車曳き、田手の旗を立てた大きな樽曳きが社殿に向けて続くなど、近隣を含めた地域から祭りの出し物が披露されており、祭礼が盛大に行われたことがうかがわれる。この祭礼の当日には、鍋島直正が自分の子供たちを引き連れ、重詰めの弁当(さじき)を持参し棧敷で芝居や軽業を楽しんだという。

平成29年(2017)には、江戸時代末の写真が公益財団法人鍋島報効会の収蔵品のなかから発見されており、この時の祭礼の際の写真ではないかと考えられる。佐賀藩では、精煉方で写真やカメラの研究も行われており、江戸時代のしかも屋外での写真発見ということで、佐賀藩の技術力の高さを示す貴重なものといえる。



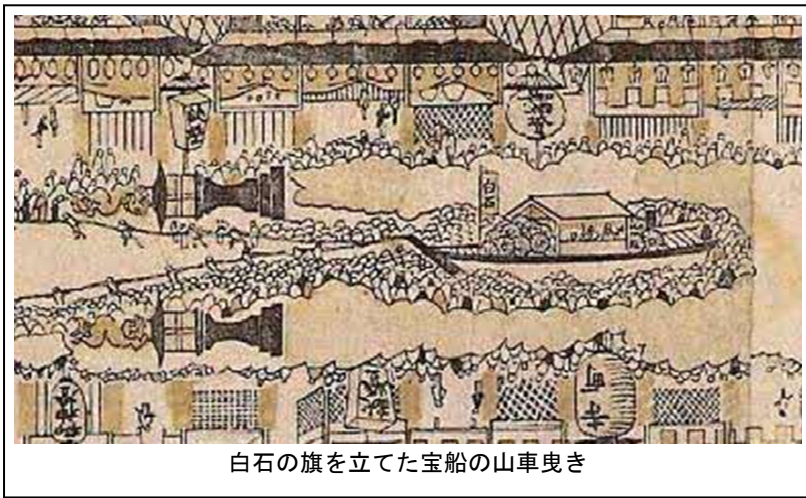
慶応3年(1867)の鍋島直茂二百五十年祭礼の様子を撮影したものと考えられる写真
公益財団法人鍋島報効会 蔵



松原神社



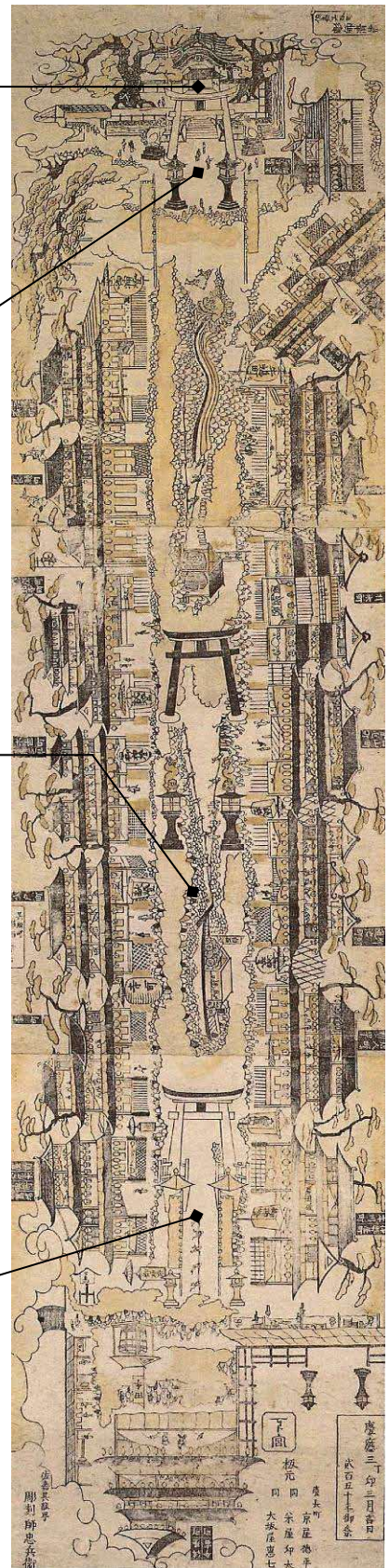
松原神社 鳥居



白石の旗を立てた宝船の山車曳き



松原神社参道（新馬場通り）
昭和 38 年撮影



『藩祖直茂公二百五十年祭礼之図』（郷 0185）
慶応 3 年（1867）

佐賀県立図書館 蔵

◆佐嘉神社

昭和4年(1929)、別格官幣社・佐嘉神社の造立が決まり、昭和8年(1933)、松原神社から分祀した佐賀藩第10代藩主鍋島直正を祭神として創建された。のちに第11代藩主鍋島直大も、松原神社から遷座されている。

神社は南側に神門を置き、拝殿・神楽殿・神明造の本殿を並べ、神楽殿の西側に客殿、東側に祈願殿を置く。



佐嘉神社



創建当時の佐嘉神社 昭和8年(1933)

◆佐賀恵比須神社(与賀神社境内)

明治37年(1904)、兵庫県の西宮神社の御分霊を勧請奉祀したもので、与賀神社の境内にある。

本殿は方一間の切妻造、妻入、拝殿は切妻造、妻入、流向拝付で、いずれも屋根は銅板葺き、総素木造である。現在の社殿は、昭和46年(1971)に竣工したものである。

与賀神社の境内には、国の重要文化財に指定される楼門、三の鳥居、石橋がある。楼門は県下では現存する最古級の木造建築物である。三の鳥居には慶長8年(1603)造立の銘があり、石橋には慶長11年(1606)、藩祖鍋島直茂の寄進によることが高欄唐金製擬宝珠に陰刻されている。詳しくは後述するが、この与賀神社境内で「十日恵比須大祭」も行われている。



佐賀恵比須神社(与賀神社境内)



与賀神社
楼門・石橋・三の鳥居

◆真覚寺

真覚寺は、永禄年間(1558～1570)に創建された浄土真宗の寺院である。

境内に建つ鐘楼は元禄12年(1699)に建立されたものであり、市の重要文化財に指定されている。鐘楼の屋根は本瓦葺、照り屋根で切妻造である。屋根の重厚さに対して、吹き放しの四本柱の架構が簡明すぎる感じはするが、上中下三段の貫で絞め固められた柱は、やや内側に倒れて踏ん張っているように見える。いかにも男性的な力強さを表現しているようである。また、外観も調和がとれて美しい。用材はすべて檜材である。時代とともに消えてゆく古建築の中で、300年もの長い間風雪に耐えてきたこの鐘楼は、県内の寺院建築の中でもその価値が高く評価されている。



鐘楼

オ 長崎街道

長崎街道は、城下町北部の町地を東西に貫き、城下東口の構口から城下西口の高橋まで幾重にも折れながら延びており、龍造寺八幡宮周辺や白山町、伊勢町周辺において若干の分断や改変を受けてはいるが、そのルートや道幅などはほぼ当時の姿を保っている。道端に建つ道標や水路を渡る石橋等が長崎街道の歴史を今に伝えている。石橋からは、市民の活動で水質が維持されている多布施川やそこから分岐した水路を見わたすことができる。



佐賀城下東入口に架かっていた橋の土台の石垣（南面）

◆長崎街道の道標

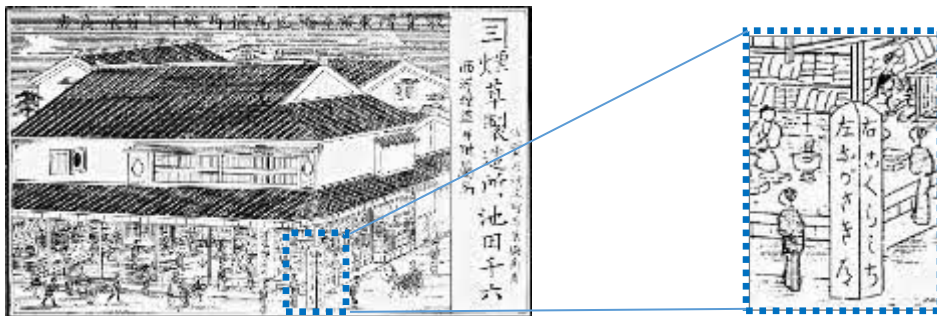
江戸時代には街道や脇街道などの主要幹線道路が整備され、街道には一里塚あるいは道標などが設けられて、陸上交通は著しく発達した。

長崎街道の道標は、かつては角々に設置されたと思われるが、現存しているのは、長瀬町の道標(市重要有形民俗文化財)のほか、佐賀城下に2つ(伊勢屋本町、呉服町)のみである。長瀬町の道標は、幅21cmの安山岩製の方柱で、上部には方向を示す手指を浮彫りし、その下に「なかさき道、こくらみち」「いさはやとかい場」(諫早渡海場)と、三方への行き先を刻んだもので珍しいとされている。また、伊勢町と呉服元町にある道標も人差し指の浮き彫りで方向を示し、それぞれ前者は「なかさき道」「こくら道」、後者は「なかさき道」「こくらみち」と彫られている。いずれも原位

置近くに現存しており、往時の交通資料として貴重である。

呉服元町には、大きく欠損するもうひとつの道標もあり、「右 おふくわん道」(往還道)という彫り文字が読み取れる。明治23年(1890)刊行の『佐賀縣獨案内』(昭和58年復刻版)に掲載された銅版画では、現在は消失しているが材木町の思案橋南角に道標があるのを確認できる。

| 旧町名 | 長瀬町 | 伊勢屋本町 | 呉服町 |
|-----|---|---|---|
| 現町名 | 長瀬町 | 伊勢町 | 呉服元町 |
| 写真 |  |  |  |

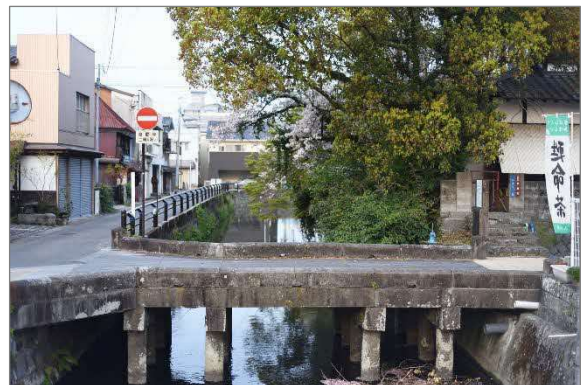


『佐賀縣獨案内』(昭和58年復刻版)

◆石橋

城下における水路網の発達に伴い、長崎街道をはじめとして、水路を跨ぐ多くの橋が造られた。文化9年(1812)に佐賀の測量に来た伊能忠敬の測量日記では、長崎街道では橋の多くが石橋であると記載されている。

道々にあるこれらの石橋もまた、城下町佐賀の景観を特徴づける石造物である。佐賀城下の石橋は桁橋であり、「棹石」と呼ばれる幅と厚みが30cmほどの直方体状の石



善左衛門橋(明治33年補修)
側面からの写真

を水路等に渡すもので、水路等の幅が広い場合は石製の橋脚を立てている。現在は石橋の表面にアスファルト舗装が施され、その存在が見過ごされがちであるが、残された親柱や水際近くから視認できる石製橋脚と棹石は、往時の姿を今に伝えている。

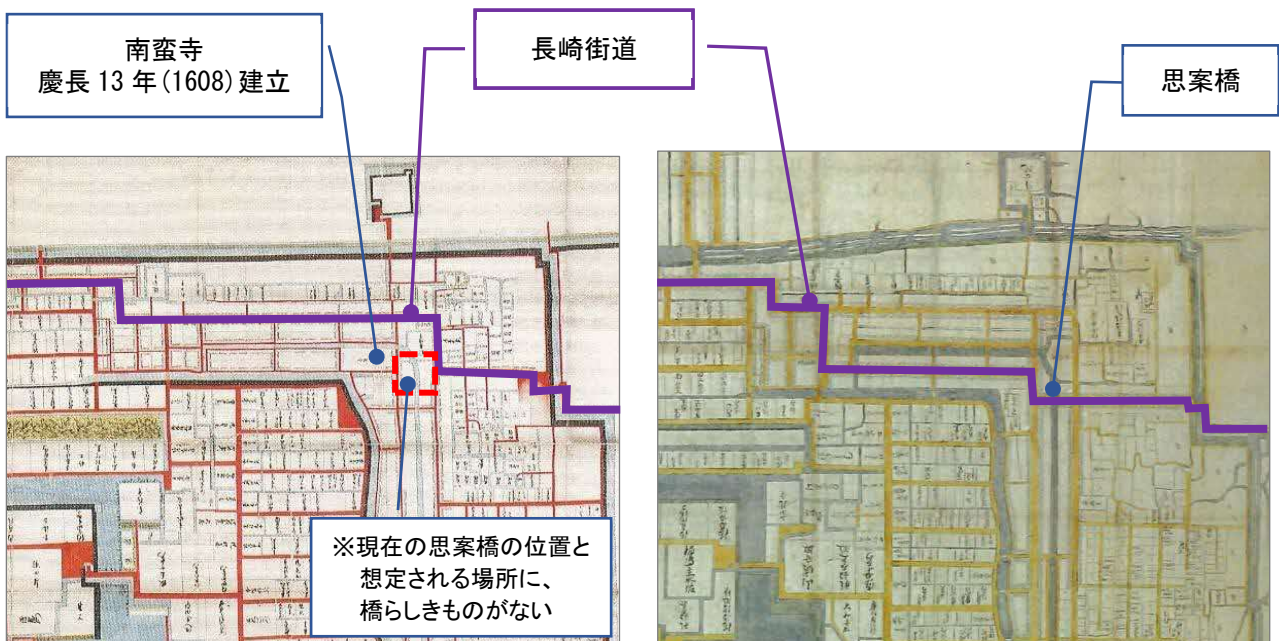
◆思案橋

思案橋は、紺屋川をまたぐ長崎街道に架橋されており、正保年間(1644～1648)に描かれたとされる『正保御城下絵図』(天保3年(1832)書写)に初めて登場する。『慶長御積絵図』には、上今宿町の西側に慶長13年(1608)に建立された南蛮寺が描かれ、長崎街道は紺屋川の手前から北に曲がり、高木町を通っていた。慶長18年(1613)の禁教令によって寺が取り壊されたのち、長崎街道として新たに橋が整備されたものである。



思案橋

現在の思案橋は、明治23年(1890)の架橋とされ、橋長は約13mである。1列3本の橋脚を3列並べ、橋を支えている。橋は太鼓橋であり、この思案橋のすぐ上流で荷揚げ場が発見されたことから、舟の通行を考えての構造と思われる。



『慶長御積絵図』(部分) 慶長 14～15年(1609～1610)頃
公益財団法人鍋島報効会 蔵

『正保御城下絵図』(部分)
天保 3年(1832)写 原本は正保年間(1644-48)
公益財団法人鍋島報効会 蔵

◆構口

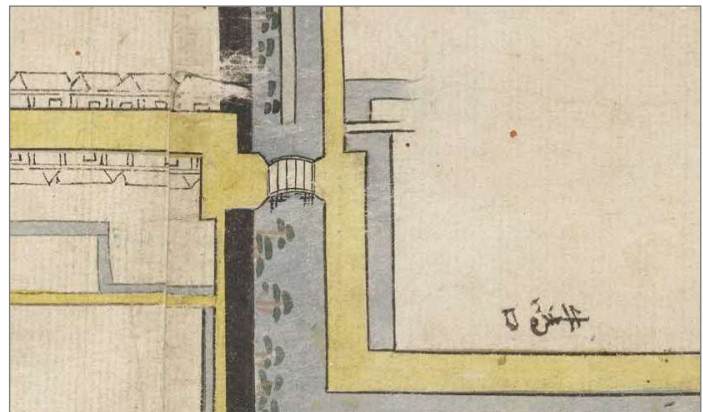
城下東口の構口からは、当時架かっていた橋の土台の石垣遺構が平成28年(2016)に発見された。この遺跡の発見で、場所の特定と近世の絵図の正確さが改めて示された。佐賀城の堀で使用の赤石も使われていることから、石垣の最終建築年代は1800年代前後と考えられる。ただ、石に残る矢穴から、時代が古いと考えられる石も使われており、土台として機能していた長い年月の間で、石垣の修復が繰り返し行われ、使える石材は再利用されていたと考えられる。石垣は全体的に丁寧なつくりで、石の表面を整えるなど、見せることを意識したつくりとなっている。橋桁を支える3つの石の枕土台は、全て斜め上向きで発見されたことから、絵図に描かれているとおり、橋は太鼓橋の形状であったと思われ、この川が舟運に利用されていたことをうかがわせる。



木橋桁を支える枕土台の石積
3か所の枕土台は、斜め上を向いている



橋の土台の石垣全景(牛嶋構口)



『慶安御城下絵図』(牛嶋構口の部分)

太鼓橋の形状であることがわかる

公益財団法人鍋島報効会 蔵

カ 多布施川水系

佐賀城下に水を供給する施設の整備を指揮したのが、水利の神様といわれた成富兵庫茂安^{なりどみひょう}である。彼が指揮した嘉瀬川から分水する「石井樋」の築造工事は、水の性質を巧みに活かした傑作といわれ、嘉瀬川の洪水防止はもちろんのこと、嘉瀬川から分流する旧河道を改修した多布施川の整備により、城下への生活用水確保・流域の灌漑用水確保・舟運確保などに大きな効果と恩恵をもたらした。

石井樋から取水される水は、多布施川を経て、城下町に注がれている。多布施川水系から得られる清らかな水は、城下町に住む人たちの生活用水として大切にされた。

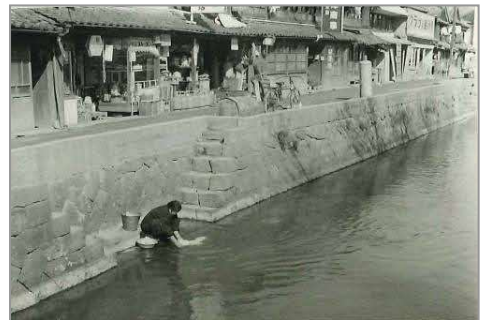
そして、その上質な水を利用するために、水路護岸から水際に下りていくための階段や、石造りあるいは板造りの足場の施設を設けた。この施設を「棚路^{たなじ}」と呼ぶ。この呼び名については、川に打ち込んだ杭に板を渡した小さな足場を「棚路^{たなじ}」、現在も残る階段付きの足場を「川路^{かわじ}」とする説もあるが、現在、住民のほとんどは区別せず「棚路」と呼ぶことが多いため、ここでは「棚路」として表記する。

棚路は、今でも城下だけでなく、市内を流れる水路流域のあちらこちらで見ることができる。例えば、多布施川沿いにある佐賀県護国神社の東北角にも棚路が見える。神社に架かる太鼓橋が明治3年(1870)の招魂社創建時に造られたものとされており、太鼓橋の脇にある棚路も同時期のものと考えられる。大正15年(1926)に発刊された『佐賀縣神社誌要』にもこの棚路の写真が掲載されている。梅雨明けの多布施川では、川舟遊びが昭和の始め頃まで行われており、石井樋までを往復する川舟の発着所がここ護国神社に置かれた。そして、その川舟に乗り降りする場所として、この棚路が使われた。昭和39年(1964)に棚路を撮影した写真も残されている。現在は、川や堀の清掃等の際、水面への上り下りの場として役立っている。

以下、「多布施川水系」の建造物を、上流から順に記載する。



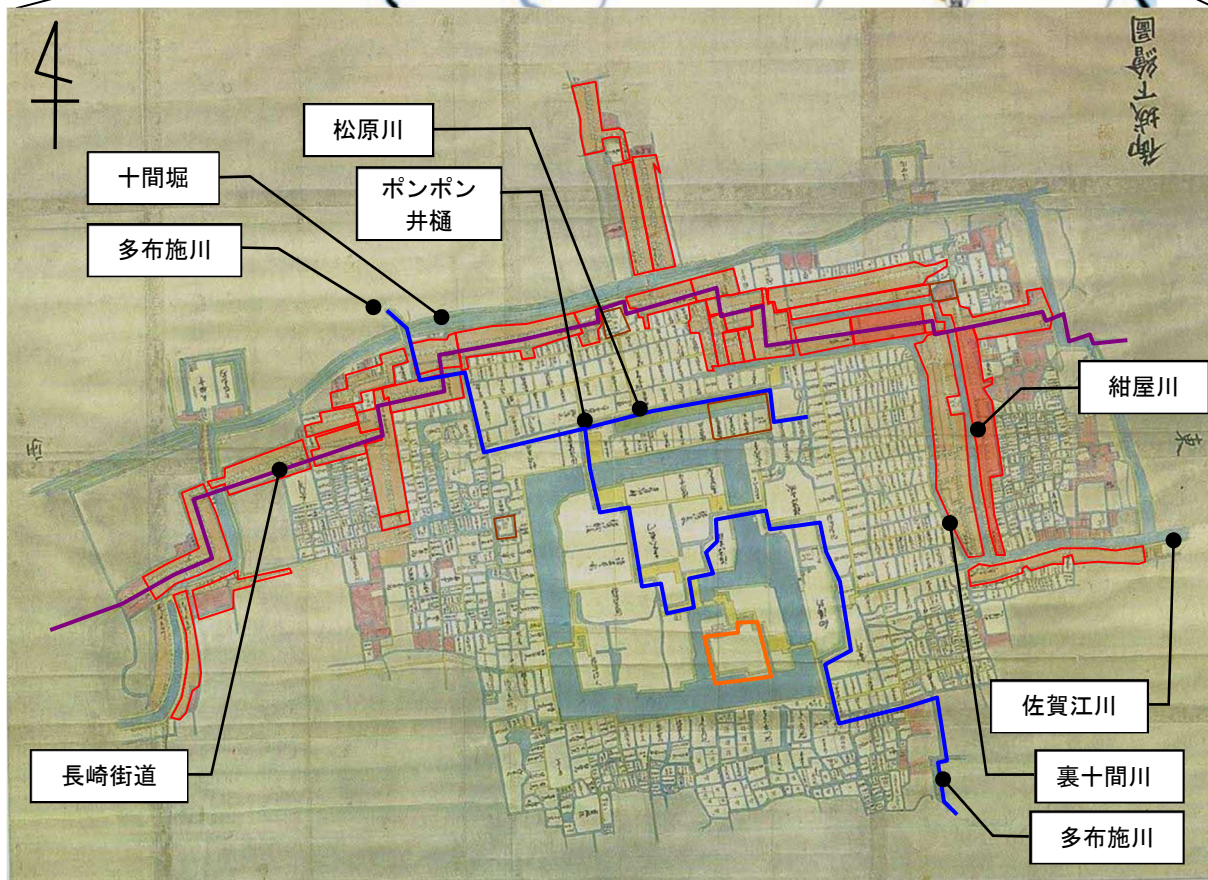
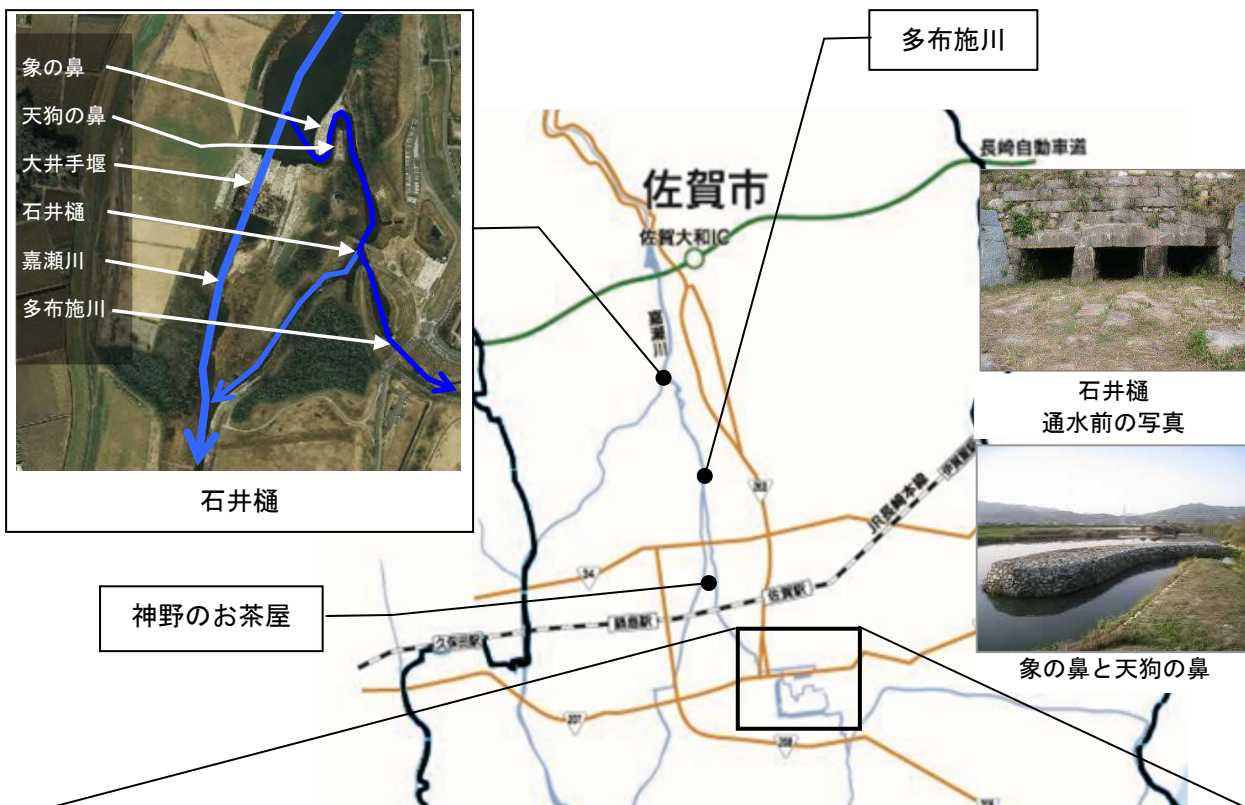
太鼓橋と棚路（多布施川）
佐賀県護国神社



多布施川の棚路
佐賀県護国神社北側（多布施一丁目）
昭和39年撮影



柳町に残る棚路



『文化御城下絵図』(1810頃)にみる多布施川水系

公益財団法人鍋島報効会 蔵

◆石井樋

石井樋は、嘉瀬川の水を多布施川へ分け、佐賀城下に分配する施設である。本来は石で造られた井樋を指すが、「象の鼻」「天狗の鼻」「石井樋」などの施設全体に関する構造物を総称して呼ばれる。

築造は、元和年間(1615～1623)の着手とされてきたが、近年行われた石井樋整備事業に伴う発掘調査では、佐賀城築城期の石垣の石材や構築技術とほとんど差異が認められない造りの石積みが出土していることから、慶長年間(1596～1615)に積まれた可能性が指摘され、築造の着手時期は、佐賀城下の建設と時期をほぼ同じくするという説もあらわれている。

嘉瀬川に設けられた「大井手堰」で平時は水を受け止めて「象の鼻」「天狗の鼻」と呼ぶ石垣積みの分水路に導水して北上、迂回させ、3か所の呑み込み口を設けたいわゆる「石井樋」を通して、多布施川に流すような構造になっており、「象の鼻」

「天狗の鼻」の間をゆるやかに流れる川水は、その間に砂等を徐々に沈殿させながら、上水用のより良質な水となる。このような複雑、巧妙な堰構造の大型取水堰は全国でも珍しく、ここ石井樋だけが現存しているといわれており、平成9年(1997)から復元工事に着手し、平成17年(2005)12月に完成している。



『疏導要書』 天保5年(1834)
公益財団法人鍋島報効会蔵・佐賀県立図書館寄託
(鍋 682-11)



嘉瀬川の中央に「大井手堰」左に「象の鼻」と「天狗の鼻」がある
(北方からドローンで撮影)

◆多布施川

多布施川は、分岐あるいは屈曲しながらさらに南下し、その本流は佐賀城外曲輪である十間堀を越えて城下に入り、佐賀城の堀と交わることなく城内へ流れていく。これは飲用を含む生活用水を供給する上水道としての機能を果たすための工夫である。佐賀平野の地形の傾斜により、市内の河川は北から南へ流路をとるのが通例だが、城内では多布施川による取水利用を広範囲に及ぼせるため、流路を何度も折り曲げ、巧みに川底の傾斜をコントロールして、標高に反して一部は北流する箇所も設けながら屋敷地を通過させている。ここでも当時の土木技術の力量の高さが見てとれる。

大正から昭和初期頃の写真には、多布施川での川遊びの様子が撮影されており、取水利用だけでなく、人々の憩いの場としても親しまれていたことが分かる。護国神社の東側では、今も7月から8月にかけて市が水遊び場を開設している。

現在、石井樋から城下入口までの多布施川沿いの一帯は、多布施川河畔公園として緑地が約6kmに渡って整備されるとともに、さまざまな種類の桜が多く植栽されており、桜の名所として多くの人々に親しまれている。



多布施川での川遊び
絵葉書(大正～昭和初期頃)



北堀(奥)と交じり合わない多布施川(手前)



多布施川河畔公園

◆松原川

多布施川から「ポンポン井樋」で分水した流れは、松原川となる。

この井樋は多布施川から分水した流れを松原川に流入する際、水が道路を潜って吐出する。その時にポンポンと発することから「ポンポン井樋」と呼ばれるようになったと言われる。以前は水量が多く、常に流れが渦を巻き、井樋周辺は川幅が広くまた水深もあって子供たちの格好の水遊び場であった。

松原川は、城下の生活用水を配水するための人工河川であり、松原小路南を東西に流れ、城下東側の片田江豎小路などの武家地を潤す。松原川の川筋には、佐賀城や城堀の遠見や見通しを妨げる目的で細長く続く松並木が設けられた。これが現在でもこの地を松原と呼ぶ所以である。

昭和 63 年(1988)から平成 3 年(1991)にかけ、本市では松原川環境整備事業を実施し、良好な水辺環境の創出を行った。松原神社の北側を通過した松原川は、南下東流し、城下町東の内曲輪である「裏十間堀」(裏十間川)^{うらじっけんぼり}へとつながり、最終的には佐賀江川に達する。



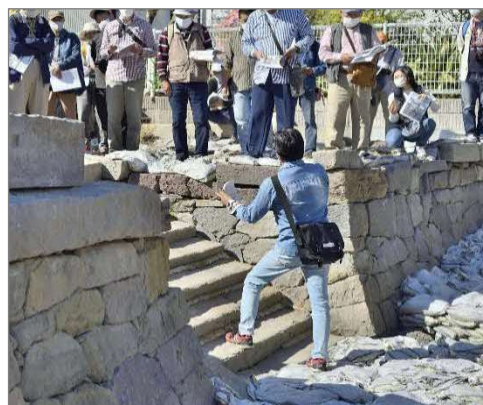
多布施川から分かれる松原川



環境整備事業が実施された松原川

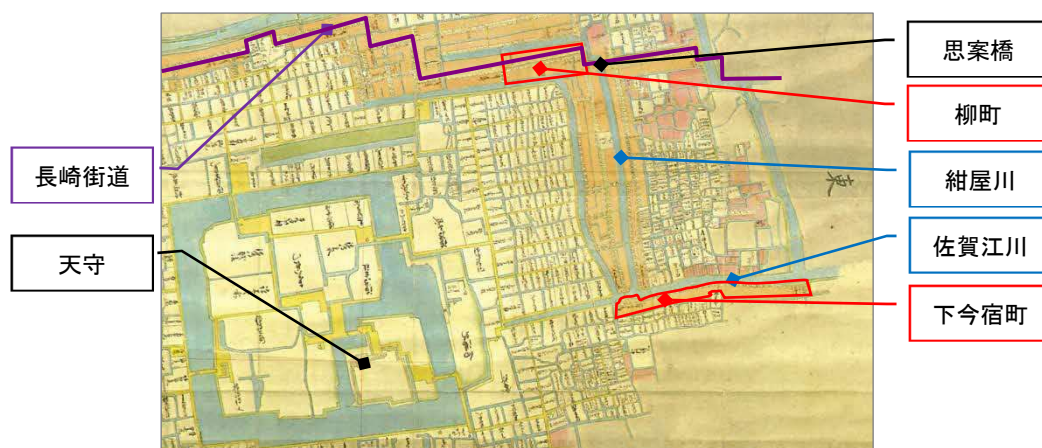
◆^{がんぎ}雁木

平成 30 年(2018)、紺屋川の最上流部付近の思案橋のそばに、荷物の積み下ろしをおこなったと思われる荷揚げ場跡が市内で初めて発見された。この遺構は生活用水として川の水を利用するための階段形状である棚路とは異なり、幅が 1.8m と広く、各段がほぼ一本の石材で階段を構成している。また階段の蹴上がりも 10cm 程度と低く、しかも踏面が水路側に傾いており、重量物を引き上げやすい構造となっている。さらに階段の最上段には扉の痕跡があることから、土蔵などの建物と石の階段がつながっていたと考えられる。



平成 30 年に発見された雁木(柳町)
「佐賀城下探訪会」時の説明

この荷揚げ場跡のすぐそばにある橋が、長崎街道に架かる思案橋である。紺屋川はこの思案橋より上流では川幅が狭くなり、また湾曲していることから、荷揚げ場としては、この付近が最上流にあたるものではないかと考えられる。



『文化御城下絵図』(1810頃)の東側一部
公益財団法人鍋島報效会 蔵

『「^{じゅんゆう}循誘(小学校)」創立百周年記念誌』(昭和50年発行)には、明治34年生まれの卒業生が、「その江湖に船が上って来た。薪や醤油の諸味など種々の品物を積んで上潮に乗って思案橋まで来た。(川幅は今の三倍位はあった)そして引潮と共に下っていったものだ」と寄稿している。明治後期頃までは、舟による物流とこの荷揚げ場が使われていたことが思案橋の形状とこの寄稿から想像できる。

佐賀城下町の生活に必要な物資をもたらし、また城下の物資を域外にもたらすうえでも、城下町に張り巡らされたこれらの江湖や堀等が使われた。大型の船は有明海から佐賀江川を^{えご}通って、川の終着点であり城下の入口にあたる下今宿町まで^{しもいましゆくまち}入った。下今宿町は、柳川往還沿いで船も着き、商売には最適な立地のために商人も数多く住んでおり、藩も農地としての土地利用を制限し商業振興を奨励する(『泰国院様御年譜地取』寛政元年(1789)10月6日条)など、にぎわいのある町であった。有明海から佐賀江川に入った大型の船は、ちょうど天守を目指して城下へ入ることになり、ここでも佐賀城下の設計意図が感じられる。

◆城内と城下町の水路網

城内と城下町に縦横無尽に張り巡らされた石積護岸の水路網も、佐賀城下を構成する重要な要素である。水路の建設には、佐賀城石垣としても一部で使用された石材(安山岩質凝灰角礫岩で、通称「赤石」と呼ぶ。)や「梯子^{はしご}胴木^{どうぎ}」を使った地盤沈下防止工法が使われているものがある。また水路の位置は御城下絵図に描かれた基幹水路の位置とそれほど変化がない。



佐賀城東堀の発掘調査で見つかった赤石護岸
寛政年間(1789~1800)頃

キ 御茶屋

石井樋から多布施川へと供給された水は佐賀城を目指して南下、その途中で多布施川の「お茶屋井樋」から分離し、取水された水は「神野のお茶屋」（市重要文化財）の西側を流れて行く。

神野のお茶屋は、弘化3年(1846)に10代佐賀藩主鍋島直正の別邸として佐賀城下の外に造られたもので、当時は無限青山亭と呼ばれた。直正は城下北部にある築地反射炉、多布施反射炉などに出かけた後にも、たびたびこの地を訪れている。この別邸があった敷地全体を「神野御茶屋」と呼び、城下に3つあった御茶屋よりも広大で、「方100間」（約200m四方）の敷地を誇った。御一家と大いに遊び、多忙な藩主を佐賀城の暑さと窮屈さからしばし解き放つ、城下外の大事な憩いの空間でもあった。さらに、佐賀城には招くことが難しい藩内の諸士や、時には藩外・海外からの客を招き懇談しており、公の佐賀城に対して、私の「神野御茶屋」を政治的にも活用した。また、春には藩内の老若男女に期間限定で園内を一般開放しており、藩内一致という直正の政治思想を実現する場でもあり、幕末の佐賀藩政上、極めて多様で重要な側面を担う場であった。別邸敷地は、鍋島家から大正12年(1923)に本市に寄附され、現在は神野公園として多くの市民の憩いの場となっている。

多布施川の水を引き入れた池のほとりに「神野のお茶屋」があり、中の島に「隔林亭」が位置し、池と建物をあわせ見ることができる。

◆神野のお茶屋[市重要文化財]

10代佐賀藩主鍋島直正が弘化3年(1846)に築いた別荘で、木造平屋の2棟が瓦葺の廊下でつながっている。現在「神野のお茶屋」と呼ぶ建物は、当時「無限青山亭」と呼ばれた。

この建物を含め「方100間」の広大な敷地全体は「神野御茶屋」と呼ばれており、周囲には木柵と土手、外堀が張り巡らされ、無限青山亭の東側にのみ門があった。

直正の時代の茶屋は、ここと城下の3か所を含め4か所あった。当時の佐賀城本丸は、土手や石垣に囲まれた内に御殿が群立しているため炎暑は凌げず、また、他の茶屋は武家屋敷が隣接し保養には不向きだったことから、「涼地之場所」を探した結果、城下外のこの地に他の茶屋より広い茶屋を造った。

造成にあたっては、藩内各地から労働奉仕の申し出があり、その数は約1か月で8,000人近くにのぼったという。そのなかには、前年夏の大風・大潮の際に藩より義援金を拝領した小城郡平吉郷の119人もいた。

お茶屋のうちでここ神野御茶屋のみ、花の盛りの3月下旬から4月上旬の時期など



神野のお茶屋

に家格や身分に応じて日割りして公開しており、一日で18,000人もの人々が押しかけ、にぎわいをみせた日もあった。(『鍋島直正書簡(貢姫宛)』)

かつては、「無限青山」と書された、幕府の著名な儒学者である佐藤一斎の揮毫になる扁額が掲げられていた。

◆隔林亭

神野御茶屋の、「方100間」を誇る広大な敷地にある泉水の中の島に釣殿があり、「茶雨庵」と呼ばれていた。

「茶雨庵」は、明治初頭頃に、直正の側近であった城内の中野数馬に下賜され、「隔林亭」と名付けられたという。明治34年(1901)11月17日の佐賀新聞の記事中に「中野致明(数馬長男)が自邸の隔林亭で観菊の宴を催す」とある。大



隔林亭

正5年(1916)に中野家は東京に移住、中野邸にあった隔林亭は学校敷地となった佐賀高等女子学校へ移管されたが、荒廃も進み、昭和34年(1959)頃に解体されたという。

現在の隔林亭は、昭和62年(1987)6月に「神野御茶屋隔林亭復元調査研究会」が設置され、1枚の写真と古地図をもとに翌年2月に基本設計に着手、平成3年(1991)12月に起工式、平成5年(1993)4月に落成した。

「茶雨庵」の名は、直正の号である「茶雨」から名付けられたものと言われる。

ク 幕末の近代化遺産

天保11年(1840)に勃発したアヘン戦争に端を発し、長崎警備の強化を決意した10代佐賀藩主鍋島直正は、嘉永3年(1850)から嘉永6年(1853)にかけて、佐賀城下北西部に、鉄製大砲鑄造のための溶解炉「築地反射炉」「多布施反射炉」、西洋科学技術の研究のための「精煉方」といった施設を次々と設置していった。また、安政5年(1858)以降、有明海の河口にほど近く藩の船屋が置かれていた三重津に「三重津海軍所」を整備し、藩独自の洋式海軍の拠点とした。これらは、西洋の科学技術を積極的に取り入れ、他藩に先駆けて近代化を推し進めていった幕末佐賀藩の先進的な取り組みを物語る貴重な遺産群である。

このうち、築地反射炉と多布施反射炉の設置場所として、城下北西部の河川沿いが選ばれた。築地反射炉は、石井樋で嘉瀬川から分岐し佐賀城下に向かう多布施川の支流である天祐寺川沿いに、また後に設置された多布施反射炉も多布施川本流に隣接して建設された。これは、反射炉で鑄造された鉄製大砲の砲身をくり抜くための機械(錐台)等の動力として水車が用いられており、水車駆動用の水源を得ることが理由のひとつであると考えられている。

◆築地反射炉跡[市史跡]

日本で最初に実用化された築地反射炉は、嘉永3年(1850)に初号炉が、嘉永5年(1852)には4号炉が完成し、「逆L字型」に配置された4炉体制の反射炉全体が完成した。

築地反射炉は、佐賀藩が長崎港外に築造した「両島台場」に備え付ける対艦砲を鉄で鑄造するために造られた。試行錯誤を繰り返し、実用化には至ったものの、当初の配備計画には間に合わなかったとされる。

築地反射炉の稼働に関する記録は、安政4年(1857)1月9日の徳島藩に供給する24ポンド鉄製砲を鑄造したという記録(『公儀御用石火矢鑄立記』)が最後である。その後、安政6年(1859)に佐賀を訪れた長岡藩士河井継之助の日記(『塵壺』)には、うどん屋の亭主の話として、「只今の反射炉は、公儀の御

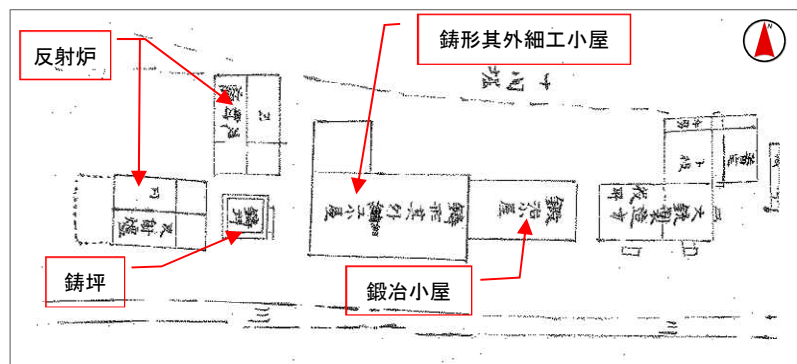
注文、場所、今1ヶ所この辺りにありけれ共、御たたみになると云」とあり、このころには築地反射炉が休止していたことがわかる。

現在、築地反射炉跡は市立日新小学校の敷地となっている。本市では、平成21年(2009)から平成25年(2013)まで発掘調査を実施し、鑄造関連廃棄物や鉄滓等が大量に見つかったが、反射炉本体や関連施設の特定までには至っていない。

築地反射炉では、隣接する天祐寺川に堰を設け、そこから小水路に水を引いて水車を回し、鉄製大砲の砲身をくり抜くための機械(錐台)等の動力としていた。反射炉本体や水路、水車小屋などの施設の位置関係は分からなくなっているが、天祐寺川の形状は往時のものとそれほど変わっていない。今も市民による清掃活動によって水質が維持されているこの天祐寺川の水中からは、切石群が見つかる。位置関係から判断すると、反射炉時代の取水堰である可能性が高いと考えられており、今後の調査が待たれるところである。



『築地反射炉絵図』(昭和初期)
公益財団法人鍋島報効会 蔵



築地反射炉の配置図
『両島新台場御備大砲其外於築地二鑄立記』
公益財団法人鍋島報効会 蔵・佐賀県立図書館 寄託



天祐寺川の切石群

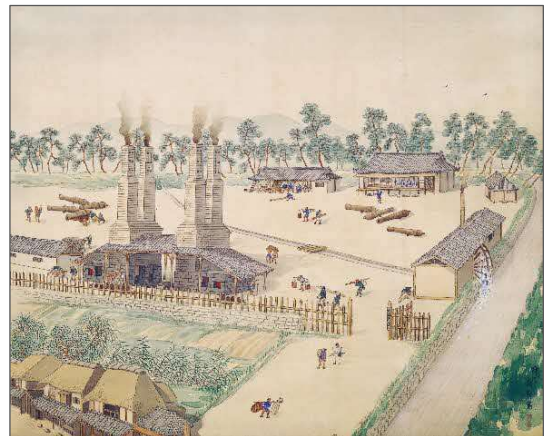
◆多布施反射炉跡

嘉永6年(1853)のペリー来航後、幕府は品川台場への配備砲として、佐賀藩に鉄製大砲の製造を依頼した。幕府からの鉄製大砲の製造依頼は当初200門であったが、佐賀藩は反射炉での安定的な製造にはまだ不安があったようで、ひとまず50門の受注を行い、新たに城下の岸川町北側の十間堀土居内に多布施反射炉(公儀石火矢^{こうぎいしびや}鑄立所^{いたてしょ})を嘉永6年(1853)に着工、嘉永7年(1854)に操業を開始した(『鍋島夏雲日記』嘉永7年3月27日条)。

多布施反射炉の形式は、築地反射炉と同じ2基4炉であるが「H字型」に配置され、築地反射炉の改良型であったことがわかっており、24ポンド砲45門、30ポンド砲30門、36ポンド砲34門、150ポンド砲3門が幕府に納められたとされる。

その後の状況は、明らかではないが、明治5年(1872)7月に陸軍省へ差し出された絵図目録(『官省進達』明治5年7月5日条)には多布施反射炉らしき施設はなく、それ以前に解体されたと思われる。大正15年(1926)には発掘調査が行われ、反射炉の基礎の一部が確認されたという記録がある。また、平成22年(2010)に行った発掘調査では、この大正期の発掘跡を確認するとともに、反射炉本体の西側基礎と鑄型を据えるための鑄坪を確認、この場所に多布施反射炉が存在したことが明らかとなった。さらに平成29年度(2017)の調査では、細工場跡と推定される遺構の一部も確認している。

佐賀藩にとって二番目の築造となる多布施反射炉も、築地反射炉と同様に長崎街道から近く、水車駆動のために河川沿いに立地していた。多布施反射炉跡と想定される範囲は民有地となっており、社屋等が建っている。地域住民の手により清掃活動が行われている多布施川には、反射炉稼働期のものである可能性が高い赤石積みの護岸や、水門の跡が今も残っている。



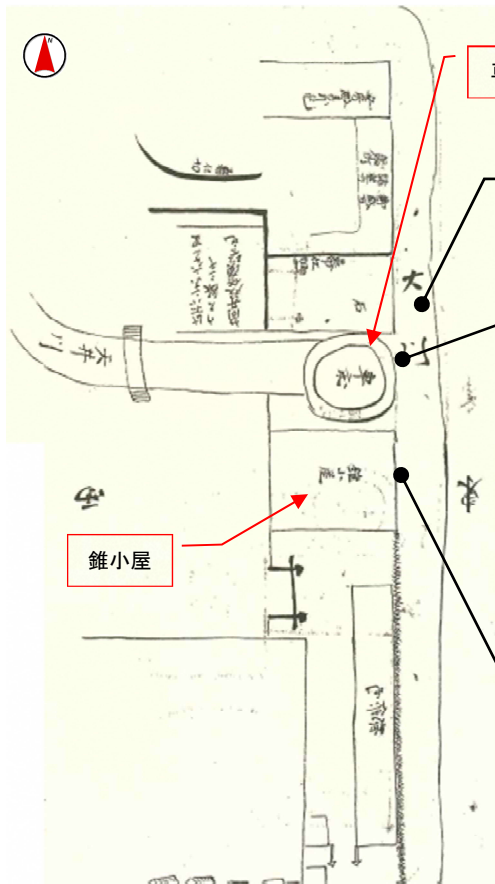
『多布施公儀石火矢鑄立所図』(昭和初期)
公益財団法人鍋島報効会 蔵



大正15年(1926)の発掘調査時の写真
『佐賀藩銃砲沿革史』
昭和9年(1934)12月26日発行



多布施反射炉跡(現在)



車床(水車)

多布施川

錐小屋

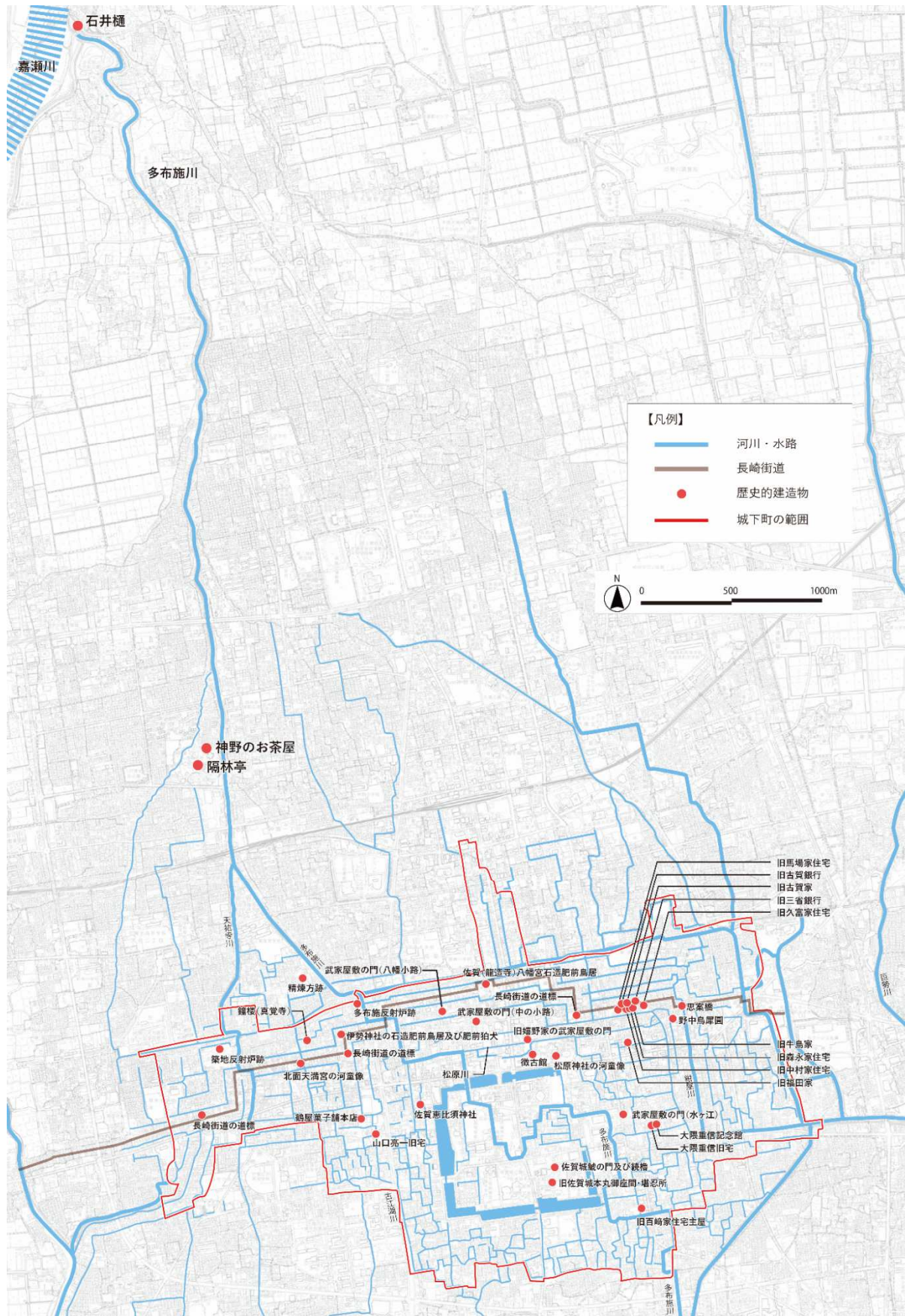


今も残る取水口



一部露出している赤石積の護岸

竣工間近の多布施反射炉（部分）
 『公役人御鑄立方并築地御立寄録』
 公益財団法人鍋島報效会 蔵・佐賀県立図書館寄託



歴史的建造物の位置

(3) 活動

ア 多布施川等の水質と水の流れを維持する活動

石井樋から分水した水は、多布施川となり城下を目指して南下し、城下に入ると井樋から松原川をはじめ、多くの水路へと分かれながら、城下の人々を潤す水となった。

そして、この水路から常に清潔な飲料水を確保するためには、その保全維持活動が欠かせなかった。なぜなら、水面は常にオープンな状態であったため、路地や敷地から流入する塵芥^{じんがい}を防ぐ必要があったことや、石井樋築造から時が経つにつれ、川砂の沈殿により多布施川の川底が次第に高くなり、出水のたびに佐賀城内外に水が溢れるなどの深刻な水害も少なくなかったからである。

その対策として、毎年「川干^{かわひ}」という作業が行われていた。これは、石井樋から多布施川へ分水する堰に土俵を積んで堰き止め、多布施川を干し上げたうえで、川底の溜まった砂利^{しゅんせつ}などを浚渫^{たっしがき}する作業である。江戸時代の達書^{たっしがき}によれば、「2月から3月にかけて3回に分けてそれぞれ数日間にわたって石井樋を堰き止めるので筋々に伝達するように」とある。屋敷に隣接する水路は、川浚^{かわざら}い作業をその屋敷主の責任で行うこととされた。しかし、毎年恒例の「川干」だけではその効果が行き届かなかつたらしく、佐賀藩は徒罪者を使って、嘉瀬川・川上川・多布施川、また城下町の水路の浚渫も行っていた(『泰国院様御年譜地取』天明7年(1787)10月2日、天明8年(1788)11月6日、『庁所日用聚分政略』享和2年(1802)酉2月7日)。

このほか、城下町の城堀や水路に関する規制が藩によって多く設けられ、「城周りの大堀の鯉や鮒を勝手にとってはいけない、藻をとる以外は船を堀に入れてはいけない。」「城堀ならびに惣構えの堀は段々浅くならないように節々水草などをとらせる。道橋掃除の塵埃そのほかむさき(汚い)ものを掃きいれないように申し付ける…」、「流筋水道(多布施川から城下に引いた水路)を埋めて狭くしてはいけない。またそれより新しく脇水をとることも一切できない。どうしてもとらなくてはならないときは小路中のものに相談した上で屋敷奉行に届け、障なければゆるす。」などと厳しく制限された(『勝茂公御代仰出』、『宗茂公御代御印帳写』享保18年(1733))。

明治時代になっても、多布施川から城下町へともたらされた水は飲料水としての役割を維持し続けた。明治の文豪である森鷗外は、明治32年(1899)7月に軍医部長として佐賀を訪れ、今も現存する新馬場通りの松川屋に宿泊した折に、当時の城下町の住民が川の水を飲料水としていることを、『小倉日記』に記している。

しかし、当時、水路流水の水質悪化が大きな問題となっていたため、江戸時代と同様に石井樋を堰き止め、市内一斉の川干が官民一体となって行われ、その改善が図られた。さらに、明治19年(1886)には「佐賀市街飲料水線取締規則」を定めて、多布施川を中心とした城下町の水路流水の汚濁行為を厳しく取り締まった。塵芥投棄の禁止

⁹ 藩の役人から出された指示書

はもちろんのこと、遊泳や立ち入りの禁止、毎日午前10時までは水路等での鍋や衣類等の洗浄なども禁止し、違反者については、科料により処罰した。だが、このような制限を設けたにもかかわらず水路流水の水質悪化はなかなか改善されなかったとみえ、当時の市長が川干について諭告¹⁰を新聞紙上に掲載し、市民への注意を強く喚起したほどであった。

大正5年(1916)に、ようやく地下水源を使った上水道が敷設されたため、江戸時代から多布施川が担い続けてきた城下町への飲料水供給という大きな役割は次第に薄れていくことになった。しかし、その後も川の環境を保全する活動は続けられ、昭和の時代になっても、市の広報紙で一斉清掃を呼びかけ、各町の川干の指導を行い、また、川干後の検査を実施するなど、継続的な活動が取り組まれていった。

そして現在では、市民自らの手による「佐賀市水対策市民会議」が一斉河川清掃を呼びかけている。「佐賀市水対策市民会議」は昭和55年(1980)に結成され、自治会の代表、市民団体、行政など41名が役員となり、全てボランティアとして活動している組織であり、その会議により毎年春と秋の河川清掃の期間が設けられる。

その期間中は、石井樋等の樋門が閉じられ、水位が低下した水路などには、各自治会等の呼びかけによって延べ9万人もの市民が水路や堀に入って清掃活動を行っている。春と秋の河川清掃は、佐賀の一大行事であり、風物詩ともなっている。

○川干に就る石丸市長の諭告 本年第一回の川干も今夜石井樋を堰くことあるが右に付市長石丸源作氏の左に諭告をせよ

當市飲料水取締之儀に兼る被相違候次第も有之就て
 河川浚渫等人民各自注意を加へ候義勿論之事に候
 所支川分流の如き向不白砂泥濘甚しき塵芥堆積
 或ハ沈滞はるに從ひ自然と流勢を妨げ爲よ水質を害
 せる而巴あらは場所依りるハ全く通流せざる觀を
 呈はるに至る是畢竟其浚疏宜しきを得ざるを以る當
 于落に際し各自一層注意し浚疏十分に行届候半不
 叶に付初度積留よ中于落迄に十全の結果を得候様
 浚方に尽力可有之此旨諭告候也

明治廿四年三月十五日
 佐賀市長 石丸 源作

川干について佐賀市長の諭告
 明治24年3月21日付佐賀新聞



鍋島青年団による多布施川の「川干」
 昭和8年~10年頃

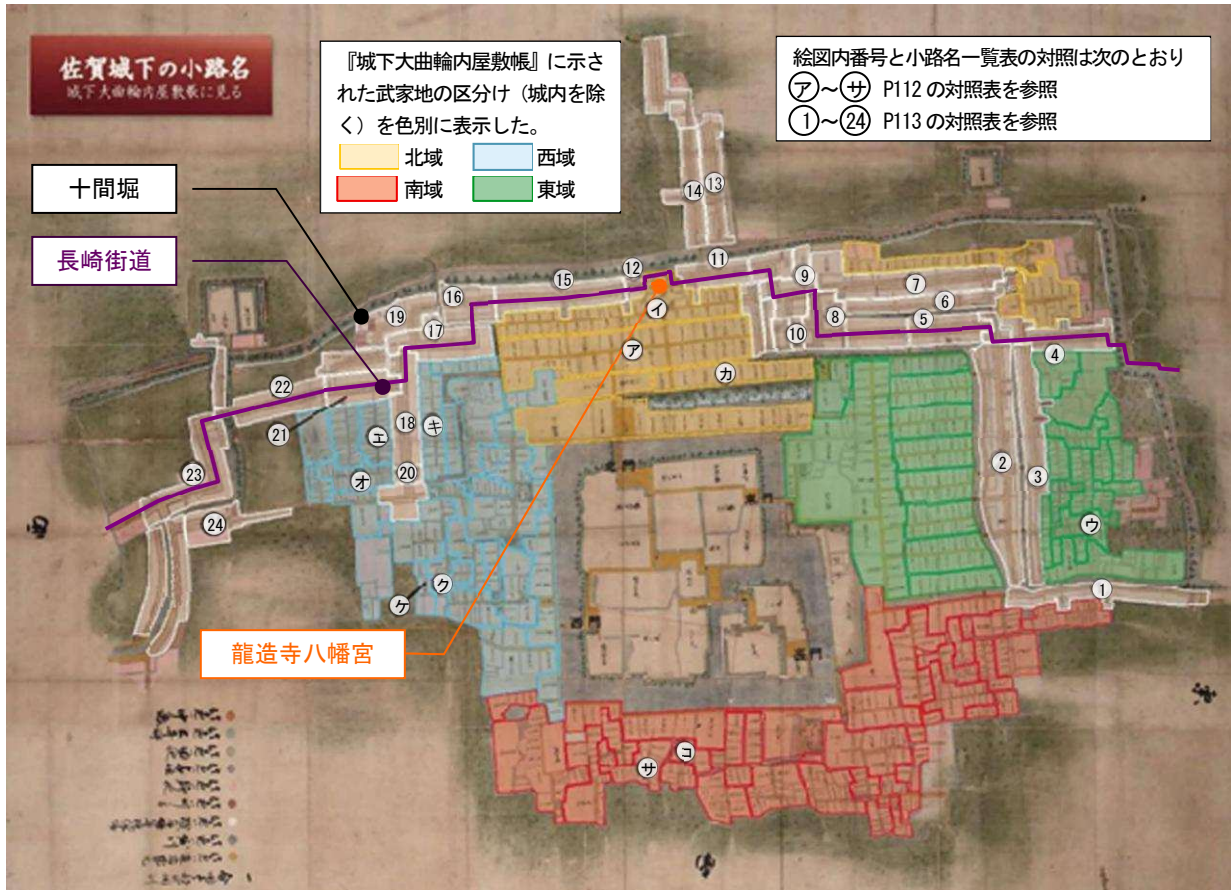


現在も春・秋に行われている水路の清掃活動
 柳町・裏十間川で撮影

¹⁰ 口頭でさとし告げること。また、その内容。

こうした川や堀の清掃等に取り組んでいる自治会のなかには、武家屋敷を示す小路の名称を現在も継承しているところがある。下表に示した8つの自治会の名称は、元文5年(1740)に作成された『城下大曲輪内屋敷帳』に挙げられている小路名に由来している。

また、城下町南東部に位置する東水自治会では、江戸時代の小路名である「鷹匠小路」「独行小路」「裏小路」の小路名が自治会を構成する「班名」として引き継がれている。班の下には組が置かれ、各組の組長が自治会の運営を担っている。



『城下大曲輪内屋敷帳』(元文5年(1740))に見る佐賀城下の小路名(絵図を着色加工)
公益財団法人鍋島報効会 蔵

| 元文5年の小路名 | 現在の自治会名 | 元文5年の小路名 | 現在の自治会名 |
|----------------------|---------|----------------------|---------|
| ㊦ 中之小路 | 中の小路 | ㊦ 松原小路 | 西松原 |
| ㊧ 八幡小路 | 八幡小路 | ㊧ 川原堅小路 | 川原小路 |
| ㊨ 東田代 天神通横小路 | 東田代南 | ㊨ 精町小路 ㊩ 精町西横小路 | 精町 |
| ㊪ 西田代堅小路 ㊫ 西田代横小路 | 西田代町 | ㊪ 鬼丸東堅小路 ㊫ 鬼丸南横小路 | 鬼丸町 |

『城下大曲輪内屋敷帳』(元文5年(1740))記載の小路名と現在の自治会名の対照表

一方、町地を示す町名については、寛政元年(1789)の幕府巡見使への報告記録によれば、「城下町数三拾三町これあり候」(『泰国院様御年譜地取』)とあり、列挙した33の町名は下表のとおりである。後の『肥前国郷村仮名附帳』(享和3年(1803))に記載された町名も同数であることから、これが城下町の町名の完成形と考えられる。この33の町名はその多くが今に引き継がれ、下表に示したとおり、現在24の町名が当時とほぼ同じ区域で自治会名として引き継がれ、それぞれの自治会で、川や堀の清掃等に取り組んでいる。

| 寛政元年(1789)の町名 | 現在の自治会名 | 寛政元年(1789)の町名 | 現在の自治会名 |
|---------------|---------|---------------|---------|
| ① 下今宿町 | 下今宿 | ⑫ 米屋町 | 米屋町 |
| ② 材木町 | 材木町 | ⑬ 寺町 | 寺町 |
| ③ 紺屋町 | 紺屋町 | ⑭ 唐人町 | 唐人町 |
| ④ 牛嶋町 | 牛島町 | 唐人新町 | 佐賀駅前区 |
| 上今宿町 | 柳町 | ⑮ 中町 | 中町 |
| ⑤ 柳町 | 柳町 | ⑯ 多布施町 | 多布施町 |
| 蓮池町 | 千代町 | ⑰ 伊勢屋町 | 伊勢屋町 |
| ⑥ 上芦町 | 上芦町 | ⑱ 伊勢屋本町 | 伊勢屋本町 |
| ⑦ 高木町 | 高木町 | ⑲ 岸川町 | 岸川町 |
| ⑧ 呉服町 | 呉服町 | ⑳ 西魚町 | 西魚町 |
| ⑨ 元町 | 元町 | ㉑ 点屋(合)町 | 点合町 |
| ⑩ 東魚町 | 東魚町 | 駄賃町 | 西田代町 |
| 八百屋町 | 東魚町 | ㉒ 六座町 | 六座町 |
| 中嶋町 | 東魚町 | ㉓ 長瀬町 | 長瀬町 |
| 夕日町 | 東魚町 | 本庄町 | 末広東 |
| 勢屯町 | 白山町 | ㉔ 道祖元町 | 道祖元町 |
| ㉑ 白山町 | 白山町 | | |

寛政元年(1789)報告の33町と現在の自治会名の対照表

イ 火災からまちを守る活動

生活用水の確保と並んで、城下町保全の大きな課題とされたのが「防火」の備えであった。農村部とは比較にならないほどの木造家屋が密集していた城下町において、火災への対応は藩のみならず武家地や町地の住人にとっても避けることのできない懸案事項であった。

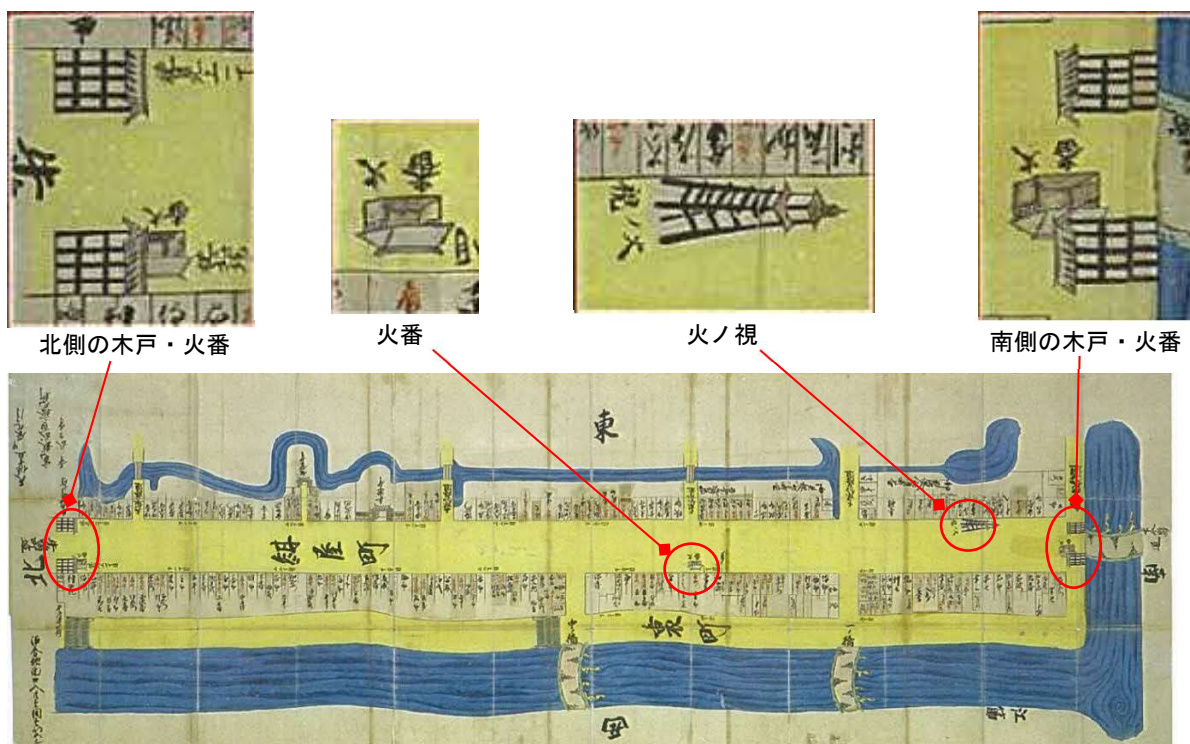
そのため、藩では城下を東・西・南・北の4つの区域に分けて、火災発生時の消火活動をあらかじめ藩士の諸組に割り当てる体制をとっていた(P112の絵図参照)。寛政元年(1789)幕府巡見使下向にあたっての問答想定書には、「城下出火の節は、大番頭のうち四人、組子足輕の者共まで凡そ百人程ずつ召し連れ、早速火事場罷り出…」とある(『泰国院様御年譜地取』)。また、『勝茂公御代仰出』(明暦元年(1655))には、城下の東西南北それぞれの区域に「小路・町火消役者」として責任者にあたる武士の名前が挙げられており、武士による消防体制は藩政初期から組織的に機能していたことが推察できる。

一方、町人に対する防火の備えとして、元禄3年(1690)の『町方定』には、各城下町の別当・^{おとな}咄の町役人に対し、火災に対応する勤番の責任を持たせるとともに、すべての町人にも火の用心に努めさせるよう定められていた。そして、「町方火事の刻、そなたとも早速馳せ行き、火を取り消し候儀、第一に候」とされており、ひとたび出火すれば、町奉行・町代官自身が火事場に駆けつけることが第一であり、「出火の時、火元ならびに隣家の儀は申すに及ばず、その町中、即時火元へ掛け付け、大火に相成らざるように心のおよび精を出し、取り鎮め候よう」として、火元や隣家の住人はもとより、その町中の住人をすぐに総動員させて延焼する前に火元の消火に努めるように定めている。また、武家地である小路での火事の際も同様に総動員で行うよう命じている。

実際の消防活動についての記録として、天明8年(1788)の材木町での火災の際に、本庄町火消小頭である和兵衛が消火活動中の大怪我で亡くなったため、藩が弔料を家内の者に配したこと、同じ火災で大怪我をした元町源右衛門、高木町甚左衛門、高木町松左衛門、芦町利平次、長瀬町清右衛門、六座町安兵衛の町火消とその家族に藩が扶助金を交付した(『泰国院様御年譜地取』天明8年(1788)11月23日条・25日条)ことなどがあり、このことから城下の各町には、「火消小頭」という町火消隊長や多くの町火消が所在し、大火の際には城下全域の町火消が組織的に消火活動を展開していたことが推察できる。また同史料には、「八幡小路出火の節、東魚町火消小頭清兵衛相働き居り候」とあり、町火消が小路(武家地)の消火活動に加わっていたこと(寛政9年(1797)9月14日条)、さらには城下町だけではなく「大崎宿出火の^{みざり}砌、長瀬町火消長蔵と申す者怪我致し候」として、城下西端の長瀬町の火消が城下南東に隣接した大崎宿(本庄町大崎)での消火活動に参加した事例も確認できる(天明8年(1788)12月12日条)ほか、紺屋町の火消が高尾宿(巨勢町高尾)辺りの宿場町での消火活動のために出動していたことがわかる。なお、紺屋町に火消が組織されていたことは、「紺屋町

火消吉右衛門儀、先月廿八日夜、高尾宿出火の節、別して相働き怪我致し候」などの記載からわかる(『泰国院様御年譜地取』寛政12年(1800)12月4日条)。

また、佐賀城下町の町地における防災の施設を知る手がかりとして参考になるのが、『佐賀城下紺屋町絵図』(天保15年(1844))である。この絵図は、佐賀城下町の東域を流れる紺屋川東側に形成された「紺屋町(下絵図参照)」の密集したまちなみの様相とその構成について具体的に描いたものである。これによると、紺屋町の規模は竈数239軒、寺2ヶ寺で、町の南北の入口に木戸を設け、「火番」や「火ノ視」櫓を配置し、町をあげての嚴重な防火・防犯体制が敷かれていたことがよくわかる。絵図の表現からは、建物の形状までにはうかがい知ることができないが、この絵図が描かれるより以前の史料に「紺屋町出火、家数貳百六拾軒余り焼失」とあり、広範囲にわたり町家が失われる火災に見舞われた経験があることがわかる(『泰国院様御年譜地取』宝暦8年(1758)2月27日条)。一般的に既に大火を経験した町家には火災に強い蔵造の建物が多く建築されたことや、市内に現存する江戸から明治期にかけての町家建築のあり方などから考えると、当時の紺屋町にも蔵造の建物群が立ち並んでいたことが推察される。



『佐賀城下紺屋町絵図』 天保15年(1844)

公益財団法人鍋島報効会 蔵

江戸時代から続く火消の組織はその後引き継がれ、明治23年(1890)には公設消防として10部に分割組織され、各部には小頭2名が置かれ、消防夫50名と組頭をもって消防組が編成された。

その後、昭和22年(1947)には消防団が結成され、佐賀城下町を中心とする地区は現在、中部方面隊中央分団に引き継がれている。火災や風水害など災害発生時などには消防団員が駆けつけて活動しており、いずれの消防団も地域に住む一般市民によって構成されている。

中央分団のうち、第6部は江戸時代からの町名を引き継ぐ「柳町」に置かれている。ここには消防ポンプ積載車などを常設し、住民の火災・水害時の避難場所を兼ねる消防格納庫が設置され、火災などの災害時にはここから出動する体制をとっている。そして今でも、消火活動の水源として、江戸時代から継承されてきた水路網の流水を活用することも多い。

この消防団は、出初め式や地区ごとに行われている夏季消防訓練などにより技術・体力の向上や連帯感の維持を図ると同時に、地域活動に貢献する「町火消」として地域からの大きな期待と信頼を得ている。



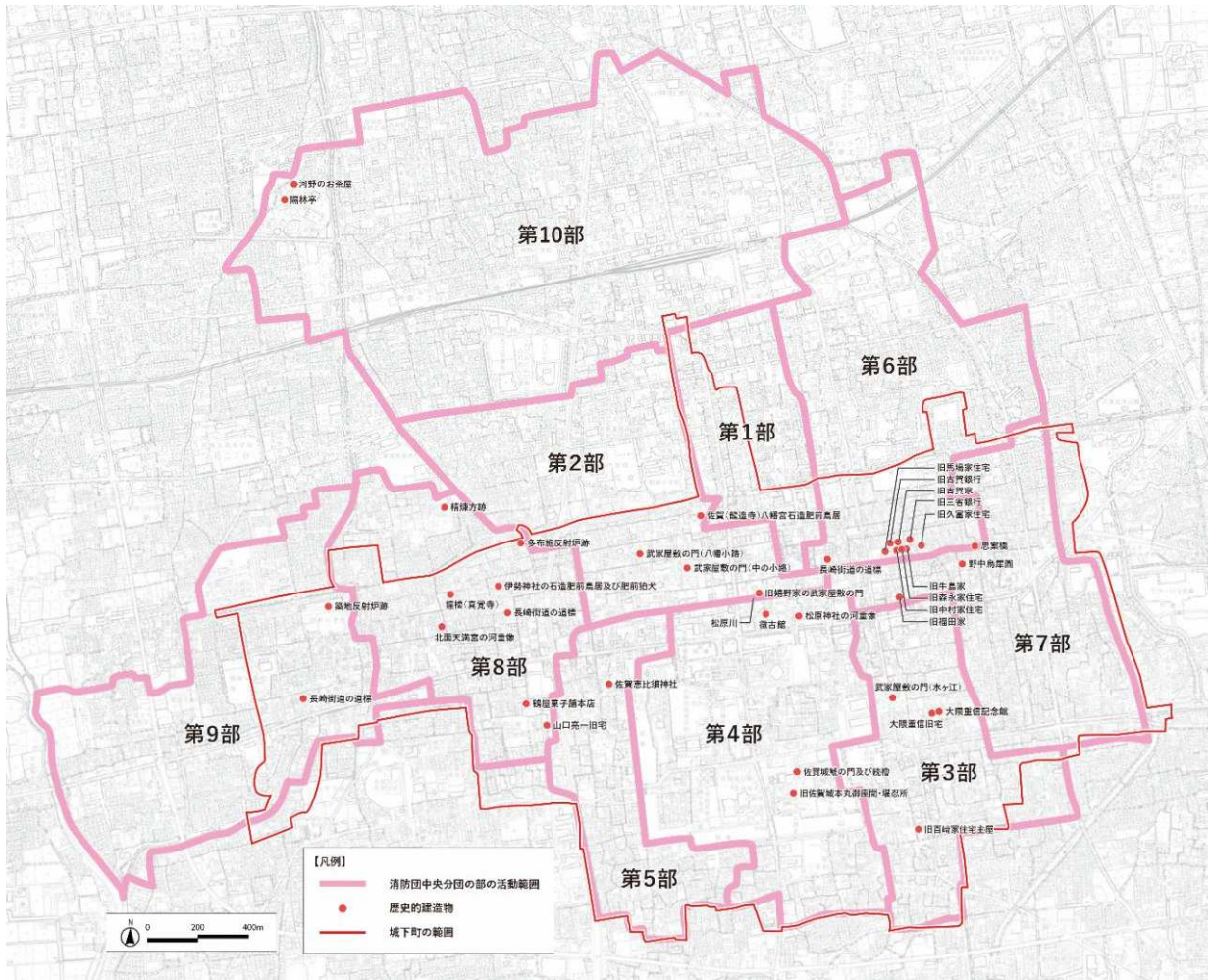
昭和9年頃の消防訓練（佐賀城西堀端）
『目で見える佐賀百年史 明治・大正・昭和の秘蔵写真集』



引き継がれた活動の象徴「消防法被」



多くの消防団員が参加する消防訓練



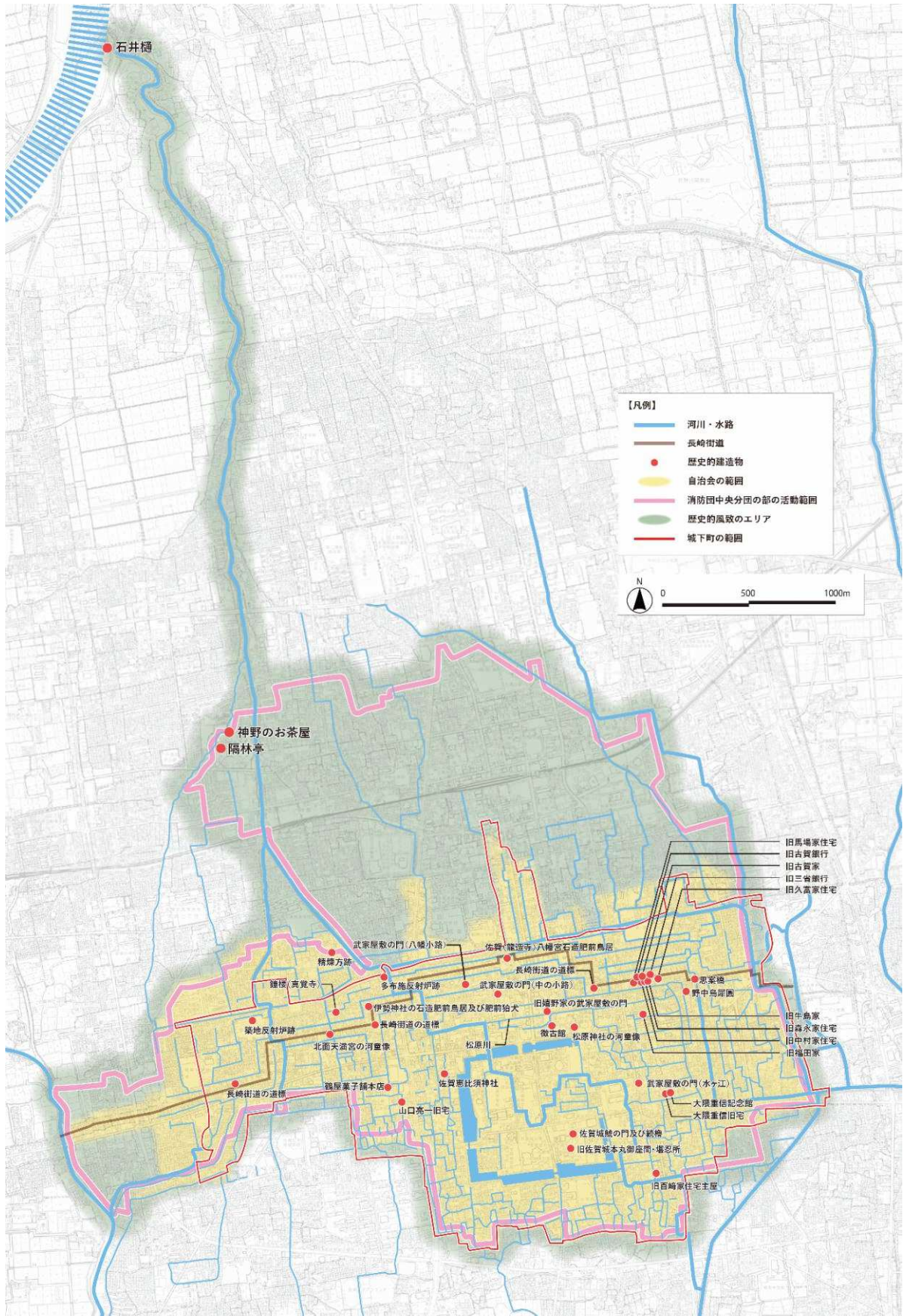
消防団中部方面隊中央分団の活動範囲

(4) まとめ

江戸初期に完成した佐賀城下を構成する武家地・町地・街道や街路・水路などは、その多くが大きな改変もなく原位置と形状を保ちながら現代に継承されており、このことが本市の歴史的なまちなみの大きな特色となっている。

そして、このまちなみを維持するために行われてきた多布施川等の水質と水の流れを維持する活動や、火災などからまちを守る活動もまた、江戸時代以来の歴史と伝統を反映した取り組みとして、地域住民によって今も継承されている。このような地域住民のまとまりが、地域の単位を示す藩政期の町名や小路名を、現在の自治会等の名称として数多く引き継いでいる大きな要因となっている。

江戸時代から大きく変わることなく今に引き継がれてきた城下のたたずまいを維持するため、地域住民によって取り組まれてきた河川清掃や消防活動などをはじめとする取組は、自治会という地域コミュニティを基盤として、人と人とのつながり、共助の精神によって連綿と受け継がれ、醸成されてきた。これは、本市の城下町の特徴であり、後世に継承していくべき歴史的風致である。



城下町の形成とその維持から見える歴史的風致

2 長崎街道と菓子文化の継承から見える歴史的風致

(1) はじめに

慶長6年(1601)に徳川家康が江戸と地方を結ぶ五街道の整備を開始し、脇街道や脇往還と呼ばれる脇道の整備も行われた。脇街道のひとつ長崎街道は、当時、中国やオランダとの貿易拠点として海外に門戸を開いていた長崎と小倉を結び、政治・外交・経済・文化の進展を支える九州第一の幹線道路として整備されたものである。

長崎街道を通じて佐賀にもたらされたものの中で、決して忘れてはならないのは、砂糖と製菓技術である。これらが佐賀の菓子作りに与えた影響は実に大きい。

当時貴重品であった砂糖を佐賀藩では大切な贈り物に用いることが多く、元禄8年(1695)から参勤の着国御礼としてその都度将軍家へ氷砂糖を送っていた。このほか、佐賀藩から幕府に特産品等を毎月献上する「月次献上物」でも、毎年4月は氷砂糖を贈ることが慣例となっていた。宝暦12年(1762)刊行の『宝暦武鑑』によれば、福岡・佐賀・小城・蓮池などの各藩から氷砂糖が、島原藩からは白砂糖が献上されたとある。砂糖の献上が長崎街道沿いの藩に集中していることは、他地域に比べて入手が容易であったことに他ならない。この背景としては、砂糖の輸入地である長崎に近いという地理的優位性や、佐賀藩・福岡藩が1年交替で長崎警備を命じられていたこと、長崎市中に藩邸を設けていたことなどが考えられる。南蛮菓子の製菓技術が伝播した背景についても同様と考えられる。

城下の町地住民の職業が分かる嘉永7年(1854)作成の竈帳によると、菓子屋は城下全体で20軒あり、和菓子や南蛮菓子などさまざまな菓子が作られていた。

(2) 長崎街道

時期によって変動はあるものの長崎街道の総延長は概ね57里(約224km)で、およそ25の宿場が置かれた。このうち、佐賀藩領の街道と宿駅の整備は、肥前の戦国大名である龍造寺氏による整備を継承・発展する形で行われた。慶長9年(1604)頃には長崎街道を中心に伝馬制を実施し、幕府も重要な主幹線道路として位置付けるようになった。初代藩主鍋島勝茂が、佐賀城下の長崎街道沿いにあたる呉服町と長瀬町の東西2か所に馬継所を設け、駄賃馬を30匹ずつ配置



長崎街道における代表的な宿場図

したのが寛永14年(1637)であることから、そのころには宿駅制度がほぼ確立されていたとされる。その距離については、『御国中所々道法帖』(鍋島家文庫)に、「一肥前筑後境ヨリ長崎迄陸地／三拾三里九町三拾三間」と記述されており、換算するとおよそ134kmとなり、その間の徒歩による移動には3～4日ほどを要していた。

この長崎街道は佐賀城下を通過する。城下町北部を約4km東西方向に延び、東は構口^{かまぐち}を、西は八戸町の高橋を城下町への入り口として、それぞれに番所が設けられていた。街道は、幾重にも直角に折れながら延び、佐賀城に近づくにつれて城から遠ざかるような道筋をとっていた。そして、佐賀城の北堀と長崎街道との間には、「松原」と呼ばれる松などを植えた土塁が東西に広がり、さらに佐賀城堀の内側にも松や楠を植えた土塁が設けられていたため、長崎街道や城外から佐賀城が容易には見通せない構造となっていた。享和2年(1802)に佐賀城下の長崎街道を通過した名古屋の商人菱屋平七^{ひしやへいしち}は、その紀行文『筑紫紀行』において、「…町いと長し。所々草葺の家交りて見ゆ。なかにも白山町^{しらやま}というあたり、家居よろし。御城は通り筋よりは見えず。…」と記していることからそのことがわかる。

長崎街道の道筋は、一部を除いてほぼ残されており、今でも、当時の道筋を容易に辿ることができる。その街道筋には石製の「道標」が建てられ、人指し指を伸ばした手先を浮き彫りで刻んで進行方向を表示し、その下に行先の地名をひらがな文字で示したものであり、街道における往時の人たちの往来の助けになったことが想像される。

現在、現存する道標は3基であり、そのうち長崎街道沿いの長瀬町の道標は、「なかさき道、こくらみち」、「いさはやとかい場」(諫早渡海場)と三方への行き先を刻んだもので珍しい。江戸時代中期以降の建立で、概ね原位置に保存されており、市重要有形民俗文化財に指定されている。

佐賀城下を通る旅行者には宿泊制限がかけられていた。他国の旅人が宿泊する旅籠の設置が許されたのは、長崎街道沿いの柳町、伊勢屋町(時期により呉服町、長瀬町)および上記で述べた長瀬町の道標がある長崎街道から分岐し舟運に接続する本庄町の3町と決められていた。他藩からの使者を迎える使者屋は、まず八幡小路に置かれたのち、天保14年(1843)に松原小路に移転するなど、長崎街道に近い場所が選ばれた。また、高札は本庄町と長崎街道沿いの白山町の2か所に置かれた。

町屋の造作については、「家作の儀、御城下市中の儀は、表向き見苦しからざる通り引き繕^{そうらほ}い候半では、往還の見入り宜しからず、他方の批判にも相懸り、専らその心得^{つかまつ}仕るべき義に候」として、「往還の見入り」つまり城下の街道沿いゆえの見栄えが重視された。また「御城下の者どもは、…不作法の風俗にては往還筋旅人も通行致し御外聞にも相懸る義に候」として、特に城下の街道沿いは旅人も通行するため、礼



長崎街道の道標
(長瀬町)

儀作法が悪いとうわさが広がるので留意するよう通達を下している(『泰国民院様御年譜地取』天明5年(1785)11月朔日条)。他所からの往来が多い長崎街道は、沿線の建物の見栄えや人々の礼儀作法など、佐賀藩の「顔」となるべき街道として気を使っていた。

このような佐賀城下の長崎街道は、藩外の者の目には色々と映っていたようで、江戸時代、ここを学者、武士、商人、時には外国人など多くの人々が往来し、街道や佐賀城下について、多様な視点で書き留めた記録が数多く残されている。

元禄4年(1691)に長崎オランダ商館長の江戸参府に随行したドイツ人医師ケンペルの記録である『江戸参府旅行日記』には、佐賀城下の様子について次のように記されている。「…町そのものは非常に大きく、また人口も多く、長い地域にわたっている。塁壁や城壁も取るに足らず、城門には大勢の番兵がいるが、いずれも防備のためというよりは、むしろ飾りのためである。幅広く、規則正しく東や南に向かってまっすぐに通る町筋を横切って、運河や川が流れ、それを利用して人々は有馬湾まで行くことができる。民家は小さく粗末で、大通りには物を作る仕事場や小売店が立並び、垂れ下がっている黒い暖簾が外見を美しく飾っている。住民は均整がとれていて小柄である。ことに婦人に関しては、アジアのどんな地方でも、この土地の女性ほどよく発育し美しい人に出会うことはない。…」。

このほか、天明3年(1783)に訪れた地理学者で蘭医の古川古松軒の『西遊雑記』、文政9年(1826)に訪れたドイツ人医師シーボルトの『江戸参府紀行』、文政12年(1829)に訪れた大坂商人である高木善助の『薩陽往返記事』、嘉永3年(1850)に訪れた吉田松陰の『西遊日記』、嘉永6年(1853)に訪れた幕府勘定奉行である川路聖謨の『長崎日記』、安政6年(1859)に訪れた長岡藩士である河井継之助の『塵壺』などからも、当時の佐賀城下の長崎街道の様子がうかがえる。

また、享保14年(1729)に8代将軍吉宗に献上された象も長崎街道を通過しており、この年に刊行された『象志』に象についての情報が詳しく紹介されている。

このように長崎街道を行き交う人や街道を通じてもたらされた文物は、街道沿いやその周辺の町地の住人たちが営む生業に明治以降においても影響を及ぼした。

例えば、長崎街道に面した柳町周辺には、小売商より格式の高い豪商が密集し、問屋取引を中心に繁栄した。これは、柳町が大量の必需物資の集散拠点であった下今宿町と紺屋川で結ばれ、水上運搬が盛んに行われていたことが大きい。このような問屋街としての趣は、現在の柳町境界に残る建物や水路にも色濃く残されている。前項で述べた市内で初めて発見された荷揚げ場の遺構の位置は、この柳町の東隣町である当時「上今宿町」と



森永呉服店(柳町)
大正時代頃

呼ばれたところである。現在の柳町は、江戸時代の柳町と上今宿町及び蓮池町はすのいけまちの東半

部に相当する。

嘉永7年(1854)年の竈帳によれば、上今宿町には26世帯、人口117人が居住し、職業別でみると、綿織物や麻織物を取り扱う太物屋、荒物屋など兼務する唐物座札が8軒あり、世帯は町人より武士が多い。柳町には49世帯、人口222人が居住し、職業別でみると、古道具屋が3軒あり、仕立屋・桶屋・提灯屋などの職人も多かった。蓮池町には、48世帯(空家が3軒)、人口237人が居住し、職業別では、仕立屋、太物屋、荒物屋、丸散屋(菓屋)などを兼業する唐物座札が4軒、ほかにはそろばん屋が2軒あった。

唐物座札とは、輸入品の呉服類や雑貨の専売権を与えられている商人のことと考えられ、舟運により有明海を通じた交易が盛んだったことがうかがえる。

この蓮池町には、寛政元年(1789)の幕府巡見使の下向や文化9年(1812)の伊能忠敬の佐賀測量に際して宿泊所が設けられており、このことも、当町に富裕商人が居を構えていたことが背景にあると思われる。

菓子屋の数は、長崎街道沿いの白山町が最多であり、城下ではさまざまな菓子が作られていた。白山町には現在も営業する「北島」や、文化7年(1810)に八丁馬場(現西魚町)へ移転する前の「鶴屋菓子舗」が店を構えていた。

この章では、「丸ぼうろ」について特に記載する。

(3) 建造物

◆鶴屋菓子舗 本店 (再掲)

鶴屋菓子舗は、文化7年(1810)に長崎街道沿いの白山町から現在の西魚町に移転し、安政4年(1857)に正式に鶴屋を名乗ったという。現在の建物は明治後期以前のものとされ、平成元年(1989)に改修を行っている。

この地は、当時、八丁馬場と呼ばれる町地であり、諫早に向かう津に近い場所に位置していた。陸の長崎街道を通過して長崎に行くよりも船を使って有明海を渡れば長崎に早く着くことができた。長崎警備という軍事目的の移動の際の例だが、幕末の佐賀藩士池田半九郎の日記によると佐賀城下から長崎市中まで23時間で移動したとある。また、与賀神社参道でもあったことから、にぎわいがある場所だったと推察される。

店には毎朝手作りで焼かれる丸房露のほか、さまざまな菓子が並んでいる。



鶴屋菓子舗
明治後期以前の建築

◆北島 白山本店

北島は元禄9年(1696)、佐賀城下の中町に数珠屋を創業。その後、店を現在の本店がある白山町に移し、諸式屋(日用品屋)として佐賀藩御用商人を務めた。享保年間(1716~1735)には規模も拡大し、今でいう総合商社のように国内外の流通に携わった。幕末期には菓子屋に転業し、昭和29年(1954)に現在の位置に白山本店を新築した。その後、改修や増築を行い、現在の店構えになっている。



北島 白山本店

(4) 活動

ア やわらかい「丸ぼうろ」の誕生と贈答用としての定着

佐賀の菓子文化において、名菓とされるのは丸ぼうろである。丸ぼうろは、ポルトガル語の「ボーロ (bolo)」(焼菓子)に由来する南蛮菓子である。

日本に伝来後、江戸期までの“ぼうろ”は、上下鍋で焼いた硬い乾菓子で、卵は使われていなかった。17世紀後半頃に書かれたという『南蛮料理書』には、「ぼうろ 小麦のこ壺升に白砂糖五十目、しを水にてこねうすくのへ、あつさは五分はかりにしてくるまにて切、なへにかみをしき、うへしたにひをおきやき申也」と記載されており、材料に卵の文字は見えない。

このように、元は硬い乾菓子であった“ぼうろ”は、改良が重ねられ、腰のある独特のやわらかさが特徴の名菓「丸ぼうろ」として、ここ佐賀に受け継がれている。

佐賀では丸ぼうろは、慶弔事やお見舞い、手土産などにも幅広く利用され、砂糖で作られた紅白の千代結びと一緒にすることにより、結婚式の引き出物としても使われてきた。丸ぼうろの贈答用の箱は、10個入りから何段階ものサイズがあって、大きいものでは150個入りの箱も用意されており、丸ぼうろが、日常的に贈答用として使われているのかがよくわかる。丸ぼうろは「もらうものであって買うものではない」ともいわれる所以である。



千代結び

| 価格表 ~Price Information~ | |
|-------------------------|----------|
| ■ 丸芳露 (1個 87円) | |
| 10個入[袋] | 864 円 |
| 12個入 | 1,080 円 |
| 17個入 | 1,620 円 |
| 23個入 | 2,160 円 |
| 28個入 | 2,700 円 |
| 34個入 | 3,240 円 |
| 40個入 | 3,780 円 |
| 46個入 | 4,320 円 |
| 57個入 | 5,400 円 |
| 80個入 | 7,452 円 |
| 100個入 | 9,288 円 |
| 150個入 | 13,716 円 |

丸芳露(箱入)の価格表

現在でも市内の多くの菓子屋が丸ぼうろの製造、販売を行っているが、歴史的建造物を舞台として製菓技術を受け継いでいる代表的な丸ぼうろ製造者としては、鶴屋菓子舗と北島が知られる。鶴屋菓子舗は「丸房露」、北島は「丸芳露」と表記する。



鶴屋菓子舗の丸房露



北島の丸芳露

また、丸ぼうろ以外にも和菓子や洋菓子などさまざまな菓子が作られており、市民は、毎日のおやつや自分への御褒美、贈答品や帰省時の手土産として菓子を買求めるために店を訪れる。店の周りでは、菓子の入った袋を持った人たちが行き来している姿がよく見受けられる。

イ 鶴屋菓子舗の「丸房露」づくり

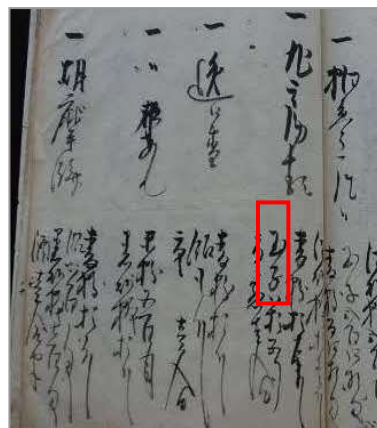
鶴屋菓子舗は、寛永16年(1639)創業で、代々佐賀藩御用菓子司を勤めた。天和年間(1681~1684)に2代目太兵衛が長崎でオランダ人から丸ぼうろの製法を取得し、丸房露をつくりはじめたとされている。

鶴屋菓子舗には4冊の文書が伝えられている。享和3年(1803)の年号がある『御菓子覚書』をはじめとする菓子製造法を記した3冊の文書、そして、元治2年(1865)の佐賀藩に納めた菓子関連の記載から明治19年(1886)の菓子の種類や材料などまでを記載した『諸願書御菓子日記帳』である。

このうち、鶴屋菓子舗の堤善作による『諸願書御菓子日記帳』の明治19年(1886)の「丸房露」の部分には、「玉子」の文字が見えており、この頃から卵の使用量が増え、今のようにやわらかくなったといわれている。



鶴屋文書
鶴屋菓子舗 蔵



『諸願書御菓子日記帳』の部分
明治19年(1886)の条
菓子の種類の「丸房露」の材料に
「玉子」の記載がある。

鶴屋菓子舗の丸房露づくり



打ち粉を軽く打ち、生地をこねる。
手で軽く整えると生地は均等に広がる。
主材料は小麦粉・砂糖・卵。水は一切使わず、季節や湿度等で卵の量を変えて硬さを調整する。



生地に胡麻油を刷毛で塗る。



やわらかい生地を見るもあざやかな速さで打ち抜く。
抜き型を打ち付ける“トン・トン”というリズムカルな音が響く。
抜きとった生地を鉄板に乗せる。
生地は鉄板の上で自重により広がる。



右側：型を抜く真鍮製の抜き型(直径 約 3.6cm)
左側：抜き型から生地を外すために打ち付ける丸太板
現在も丸ぼうろをつくる際、型抜きを行うのは、もとは乾菓子だったからである。



約250℃のオーブンで、約4分30秒で焼き上げる。
網上であら熱をとって、検品後、個別包装される。

鶴屋菓子舗の丸房露の特徴は、やわらかさである。現在も手作業で行われているのは、その日の温度、湿度で卵の配合量を変える必要があるからであり、水は一切使われていない。やわらかい生地を敢えて、型抜きを使っているのは、もとの乾菓子の名残である。毎日朝から丸房露を焼いている店先からは、ほんのりと甘い香りが漂ってくる。

ウ 北島の「丸芳露」づくり

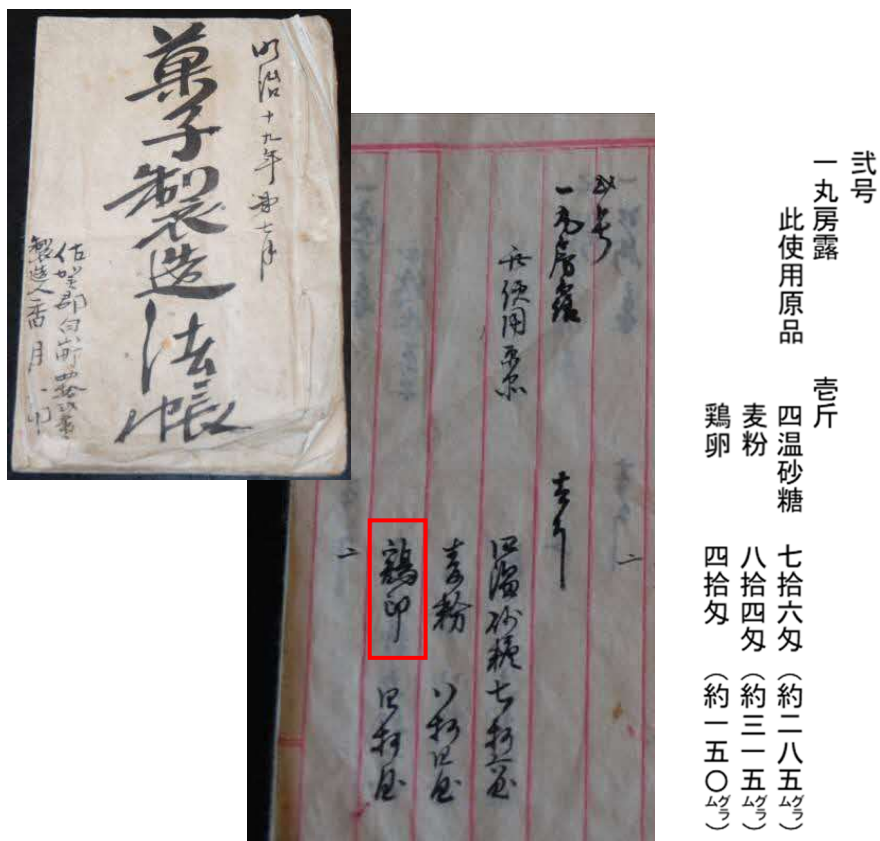
北島の丸芳露は、佐賀藩の御用菓子司横尾市郎右衛門が寛文年間(1661～1673)に長崎でオランダ人から習った製法を、幕末期に北島の第8代当主香月八郎が横尾家より伝授を受け、菓子屋に転業したことが始まりとされる。

当時の丸ぼうろは硬い乾菓子で形状も小さく、今のようにやわらかくなったのは卵が使われはじめた明治期以降、第8代八郎と第9代安次郎の研究の成果によるものであるという。

第8代八郎による明治19年(1886)の『菓子製造法帳』に記された「丸房露」の材料分量には「鶏卵」の文字が見え、砂糖と粉はほぼ同量で、粉の約半分に当たる卵の量を配合することにより、やわらかい菓子ができるとされる。

その後、さらに改良、工夫が重ねられて佐賀独自の菓子として完成し、現在に継承されている。

御中元や御歳暮、年末年始の時期には、贈答品や帰省時の手土産として買い求めに来る人でにぎわっている。



『菓子製造法帳』明治19年(1886) 北島 蔵
菓子の種類の「丸房露」の材料に鶏卵の記載がある。
卵の量が粉の量の約半分であり、やわらかい丸房露ができた。



明治から昭和にかけての土蔵づくりの旧北島の店舗の大正時代の様子を書いた絵
 店先が長崎街道に面し、左側の店先で丸芳露を焼き、その右側では焼きあがった丸芳露のあら熱をとっている。丸芳露が焼きあがると甘い香りが周囲に広がったという。
 北島 蔵 (画ノ久富邦夫)

丸ぼうろが佐賀の名菓として認められるようになったのは、明治30年代の博覧会・品評会での受賞や海軍からの注文などが背景にあると考えられる。北島には、第2回全国菓子品評会受賞(明治35年)と記載された、当時の菓子箱のラベルが残されている。

また、明治44年(1911)に福岡県久留米市を中心として行われた陸軍特別大演習では、佐賀市上菓子商組合製の「佐賀丸ボーロ」が明治天皇の御買上となったことが同年11月17日の佐賀新聞で報じられている。記事では、同組合について、明治18年(1885)に創立、以後研究会を開き、販路拡大と改良に努め、明治33年(1900)第5回全国製菓勸業博覧会で二等賞をはじめとする受賞を重ね、丸ぼうろの生産額を伸ばしたことも掲載されている。このことから、明治40年代には丸ぼうろが佐賀の名菓として知られていったことがわかる。

このほか、明治の末頃から大正初年頃にかけて、志賀^{しが}廻家^の淡海^やという喜劇俳優が佐賀で上演し、その後民謡のひとつとなった歌の中に、「佐賀で名物、「マルボロ」にオコシ、またも名物、今宿「ノンキー」、菱やんよう、ヨイショコ、ショウ、「めかじや」に、蟹漬け」と出てくる。また本市の東隣の神崎市千代田町の出身である下村湖人の代表作で、昭和16年(1941)から昭和29年(1954)に出版された小説『次郎物語』の中にも、「彼女は、そう言いながら、お菓子鉢から丸芳露を一つ箸にはさんで次郎の方に差し出した。」とあり、「北島の丸芳露」の名を見ることができる。こうして、「丸ぼうろ」は、名実とともに佐賀の名菓となった。



北島「丸芳露」
 箱のラベル (推定明治後期)
 北島 蔵

(4) まとめ

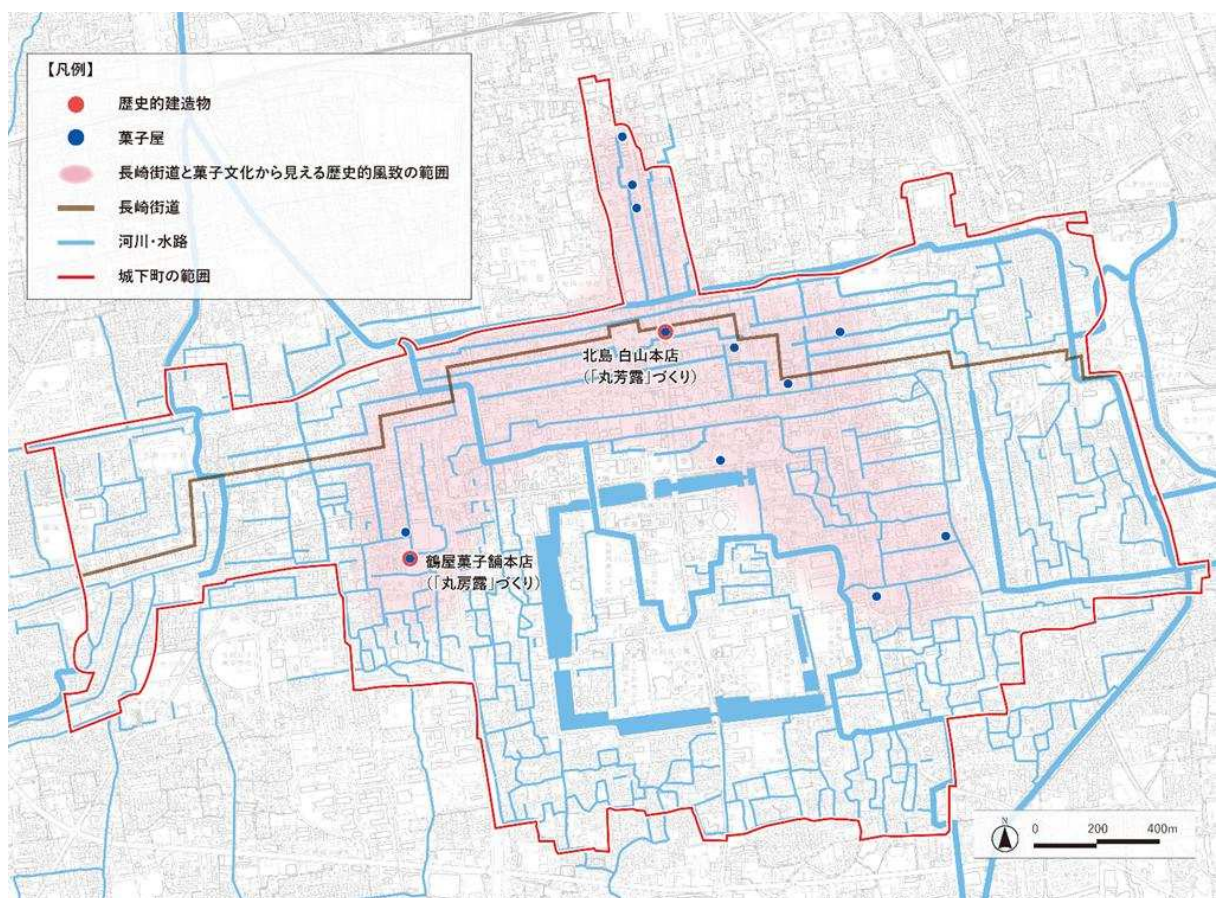
長崎に近い佐賀藩は、幕府から長崎警備の担当を命じられた反面、南蛮文化とともに当時貴重な砂糖も手に入れることができた。そして、この砂糖を使った南蛮菓子文化が長崎街道沿いを中心に花開いた。

本市の南蛮菓子である丸ぼうろは、焼き菓子でありながら、やさしい柔らかさを持ち、小麦粉・卵・砂糖というシンプルな材料で作られているが、分量や焼き方などにより店によって味はいは実にさまざまである。

300年以上も原型をとどめ親しまれてきた丸ぼうろは、派手さはないが味わい深い菓子として実直な佐賀の菓子職人が改良を重ね育ててきた。現在も多くの店で毎日作られている丸ぼうろは、焼きあがると甘い香りが周囲に広がる。

また、丸ぼうろ以外にも、和菓子や洋菓子などさまざまな菓子が製造・販売され、毎日のおやつや大切な人への贈り物、年中行事や祭事の供え物としても重宝され、市民の日常の中に息づいている。

これが丸ぼうろを代表とする本市の菓子文化であり、継承すべき歴史的風致である。



長崎街道と菓子文化から見える歴史的風致の範囲